

平成24年 第1回定例会

美瑛町議会会議録

(第1号) 3月1日 開会

美瑛町議会

平成24年第1回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成24年第1回美瑛町議会定例会

平成24年3月1日午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議案第 1 号 美瑛町税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 2 号 美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 号 美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び美瑛町しろがねダム管理条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 号 美瑛町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5 号 美瑛町公民館設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 号 美瑛町図書館条例の一部改正について
- 日程第10 報告第 1 号 専決処分について
- 日程第11 議案第 7 号 平成23年度美瑛町一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第 8 号 平成23年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第 9 号 平成23年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第10号 平成23年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第11号 平成23年度美瑛町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第12号 平成23年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第13号 平成23年度美瑛町水道事業会計補正予算について
- 日程第18 議案第14号 平成23年度美瑛町立病院事業会計補正予算について
- 日程第19 議案第23号 財産の処分について
- 日程第20 意見書案第1号 平成24年度畜産物価格決定等に関する意見書について

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	齊	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
会計	管理者	千葉	茂美君
総務	課長	石井	典夫君
政策	調整室長	池田	由行君
税務	課長	太田	茂夫君
税務	課参事	古本	彰君
住民	生活課長	大谷	隆男君
保健	福祉課長	小野寺	次男君
保健	福祉課参事	米濱	美智子君
商工	観光課長	中山	勝利君
農林	課長	原	子秀樹君
都市	建設課長	武井	一真君
水道	課長	丸田	治君
町立	病院事務局長	上坪	邦夫君
総務	課財政係長	今滝	毅君
教育	委員長	村上	和男君
教育	長	奥山	清君
学校	教育課長	藤原	悟君
生涯	学習課長	大滝	憲孝君
生涯	学習課参事	餌取	祐一君
農業	委員会会長	鹿島	明博君
農業	委員会事務局長	佐々木	典美君
代表	監査委員	有富	武君
監査	事務長	鈴木	貴久君

○書記

事務局長 前川光男君  
係長 梶原祐治君

---

開会及び開議宣告

---

- 議長（齊藤 正議員） ただいまから平成24年第1回美瑛町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は14人です。
- 

美瑛町町民憲章の朗唱

---

- 議長（齊藤 正議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。  
傍聴者の方も一緒をお願いいたします。  
(全員起立して町民憲章の朗唱を行う)  
(朗唱文の記載を省略する)
- 

招集挨拶

---

- 議長（齊藤 正議員） 浜田町長から本定例会招集のあいさつがあります。  
(「はい、町長」の声)  
はい、浜田町長。  
(町長 浜田 哲君 登壇)

- 町長（浜田 哲君） みなさん、おはようございます。平成24年第1回美瑛町議会定例会、議会開催につきまして、一言お礼を申し上げます。

議員の皆さん方には大変お忙しい中ではありますが、全員の皆さん方に出席を賜り議会を開催いただきました。心から感謝を申し上げます。また、議長からもお話がありましたが、宮様スキーマラソンも開催されました。今年は雪不足ということもなかったわけですから、担当の方も、この2年間ほど苦勞をしてコースづくりをしてた、そういったことは避けることができましたが、しかし一方では、殿下の方が体調がすぐれずに来れなかったというようなことがあったり、色々と宮様スキーのいろんなこう条件があったわけでありまして、そんな中皆さん方にいろんな面でご指導いただき、またご参加をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。また、他のイベント等、子供の方々に遊んでいただけるような広場づくりですとか、そういった部分につきましても、議員の皆さん方にはボランティアで活動していただいた方々もおられますが、大変、そういった部分についても、お礼を申し上げます。

ころであります。

今年は、いろんなところで雪が多いということで、昨年からどうも災害の話ばかりが多くなって、我々もつらい思いをしているところではありますが、町の方も雪捨て場の方が満杯になってきたということで、新たな雪捨て場も探しているような状況であります。そんな中で、公共施設の屋根が落ちたということも色々起きてますので、町の方でも、管理を徹底したいということで、雪下ろしをしたりということもしてるところであります。雪の多い年は良い年になるというような通説、定説もありますので、今年は良い年になるように願いながら、春を待ちたいと思っているところでもあります。そのような中、第1回定例会で平成24年度の予算、また、町政の執行方針について、皆さん方にお示しをさせていただき、議論をいただくこととなりますが、どうか復興元年と言われる年ではありますが、美瑛町の町づくりも、一層発展していくように、皆様方のご指導ご支援を賜ればとお願いを申し上げるところであります。

それでは、平成24年第1回定例会に提案をさせていただきました議案について説明をさせていただきます。

議案第1号については、美瑛町税条例の一部改正であります。地方税法の改正に伴うものであります。

議案第2号美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてであります。これも児童福祉法の一部改正に伴うものであります。

議案第3号美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び美瑛町白金ダム管理条例の一部改正であります。これも土地改良法の一部改正に伴うものであります。

議案第4号美瑛町営住宅管理条例の一部改正についてであります。公営住宅法の一部改正に伴うものであります。

議案第5号美瑛町公民館設置条例の一部改正であります。社会教育法の一部改正に伴い関連規定を整備するものであります。

議案第6号美瑛町図書館条例の一部改正についてであります。図書館法の一部改正に伴う条例の整備等であります。

議案第7号につきましては、平成23年度美瑛町一般会計補正予算についてであります。歳出では、国の第4次補正予算に係る強い農業づくり交付金関係事業の追加、除雪対策事業の増額、ふるさと創生事業基金並びに丘のまちびえいまちづくり基金への積立金の増額、その他事業費の整理などに伴う補正であります。歳入では、国の補正予算に係る交付金の計上、普通交付税の利用財源の整理、地方債の整理などあります。

議案第8号につきましては、平成23年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についてであります。老人保健施設運営費貸付金の減額及び繰越金の全額を計上したことによる、一般会計繰入金金の減額であります。

議案第9号につきましては、平成23年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についてありますが、歳出につきましては、ダム管理業務に係る委託料の増額であり、歳入では、歳出補正に伴う基金の繰入金の増額であります。

議案第10号につきましては、平成23年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についてありますが、歳出では、事業費の確定による減額及び泉源事業基金積立金への増額であります。歳入では、新規温泉利用者の泉源加入金の増額、並びに繰越金の全額計上による増であります。

議案第11号につきましては、平成23年度美瑛町簡易水道事業特別会計補正予算についてあります。歳出は、工事請負費等の整理であります。歳入では、建設事業費等の減に伴う一般会計繰入金の減などの補正であります。

議案第12号につきましては、平成23年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。歳出では、事業費などの整理による減であり、歳入では、地方債の変更並びに一般会計繰入金の増などの補正であります。

議案第13号平成23年度美瑛町水道事業会計補正予算についてありますが、収益的支出では、人件費の整理などによる減額であります。資本的支出では、工事請負費の整理、資本的収入では、保有していた優先株式を売却したことによる増額であります。

議案第14号平成23年度美瑛町立病院事業会計補正予算についてであります。収益的支出では、給与費等の確定による減額であります。収益的収入では、入院患者の減による入院収益の減額であります。資本的収入では、医療機器購入に係る事業費が確定したことによる病院事業債の減額であります。

議案第15号平成24年度美瑛町一般会計予算についてから、議案第22号平成24年度美瑛町立病院事業会計予算についてまでの8件につきましては、平成24年度の予算案であります。

議案第23号財産の処分については、町有林の立木の処分について、提案をさせていただくものであります。

議案第24号から議案第29号の指定管理者の指定については、町立へき地保育所他5施設の指定管理者を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

議案第30号町道の認定についてありますが、原野一号線の認定について提案をさせていただくものであります。

議案第31号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてありますが、組合に加盟している一部構成団体の脱退ということで規約の変更を行うものであります。

報告第1号専決処分についてありますが、町民スキーリフトの助成事業につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会の承認をお願いする



ものであります。以上、議案31件、報告1件についてご提案をさせていただきます。慎重なご審議をいただき、お認めいただきますことをお願い申し上げます。開会に当たってのお礼と議会開催のご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、2番森平真也議員と11番角和浩幸議員を指名します。

---

#### 諸般の報告

---

○議長（齊藤 正議員） これから諸般の報告を行います。

前川事務局長

○議会事務局長（前川光男君）

（諸般の報告をする）

（報告文の記載を省略する）

○議長（齊藤 正議員） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 議会運営について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、山家慶治議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい、議長」の声）

はい、山家委員長。

（議会運営委員会委員長 山家慶治議員 登壇）

○議会運営委員会委員長（山家慶治議員）

（議会運営についての報告をする）

（報告文の記載を省略する）

○議長（齊藤 正議員） これで議会運営についての報告を終わります。

---

日程第3 会期の決定について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月22日までの22日間に決定しました。

本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

行政報告

---

○議長（齊藤 正議員） 浜田町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 行政報告を申し上げます。報告書をご覧ください。4点について報告をさせていただきます。

まず第1点目、第35回宮様国際スキーマラソンについてであります。先ほどのご挨拶にも述べさせていただきましたが、2月18日土曜日に交歓会開会式、2月19日日曜日に本競技、表彰式ということで、開催をさせていただきました。申込者数は1,008名、うち美瑛町は108名ということであります。殿下が来られなかったということで、殿下には私の方から、体の風邪も併発したということで、早く元気になっていただきたいとお手紙も差し上げたところであります。しかし、今大会、夏見円選手というオリンピックランナー、ワールドカップランナーで、日本人では表彰台に立っているというのはこの人だけという、そういうすばらしい選手をお招きすることができました。今後この宮様国際スキーマラソンに何回か顔を出していただければと、そんなこともお願いをしたところであります。多くのボランティアの方々、関係機関の皆さん方に大変お世話になって開催をすることができました。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げるところであります。

2点目、十勝岳の噴火総合防災訓練であります。実施期間は2月23日24日であります。

対象地区は白金地区、美沢地区、訓練については、記載のとおりであります。美瑛町と上富良野町との合同訓練を、14機関305人の参加により実施をさせていただきました。ちなみに避難訓練の参加者は233名であります。今回は、自衛隊さん消防さん、また警察署さん等協力していただきまして、水防拠点施設の会場で救出訓練、負傷者を救助するというような、訓練も実施をしていただいたところであります。十勝岳の噴火情報については、今日の新聞でも注意が必要だよということでありまして、我々も美瑛町の防災の重点ということでありまして、今後も十勝岳の噴火に対する安全を確保するために、努力をしていきたい、この訓練も生かしていきたいと考えているところであります。関係する関係団体、それからボランティアの方々をはじめ、住民の方々、多くの方々に参加をいただき協力いただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

続きまして、3点目びえい雪遊び事業であります。2月4日から2月19日まで、延べの利用者数は1,800名であります。ラヴニールの前のエントランス広場において、ボランティアの方々の協力により、子供たちの遊ぶ場を作っていただいたところであります。毎年、山田実行委員長をはじめ実行委員の皆様方には大変ご活躍いただいているところであり、餅つきなども行い、また豚汁や味噌汁、お汁粉といったものも提供させていただいたところであります。多くの方々にお力添えをいただき、住民の方々が中心になってこういった取り組みをしていただいていることに、心から感謝を申し上げます。

続きまして、盗難被害についてであります。1月23日月曜日の夜半であります。除雪センター、バスセンターにおいて盗難事件が発生し、被害が発生しました。トイレの窓の防雪柵を外し、ガラスを破り侵入したもの、除雪センターではそういった内容であります。被害はパワーラインオイル2缶、約1万4千円相当であります。被害が大きいのはバスセンターであります。車庫のシャッターより進入し、シャッターは施錠してましたが、侵入をされました。被害額については、スタッドレスタイヤ、新しい取替え用のスタッドレスタイヤを保管していたところですが、113万円の被害を受けたところであります。今後こういった盗難被害に対して、職員一丸となって対応できるような体制を検討しているところであります。必要な施設等があればまた対応しながら、今後の被害の防止に向かっていきたいと思っております。警察等にも報告をし、現場調査等も行っていただいたところであります。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（齊藤 正議員） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第1号 美瑛町税条例の一部改正について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第4、議案第1号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題

とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、税務課長」の声)

はい、太田税務課長。

(税務課長 太田 茂夫君 登壇)

**○税務課長(太田茂夫君)** おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては1頁から2頁、条例改正要旨については資料の1頁、新旧対照表については資料の2頁から4頁までになります。

今回の条例改正につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置等の一部を改正する法律、及び東日本大震災から復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が公布されたことに伴い、美瑛町税条例の一部を改正するものであります。改正の概要につきましては、退職所得の分離課税に係る所得割額の控除措置の廃止、個人町民税均等割の税率の加算措置、町たばこ税の税率の改正などであります。最初に議案を朗読させていただきます、その後改正内容につきましてご説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、改正内容を資料の改正要旨によりご説明をさせていただきます。資料の1頁でございます。なお、文末の括弧内、それぞれ該当する改正附則等の条項番号となっております。また、改正に伴う新旧対照表については、資料の2頁から4頁になりますので、ご参照をお願いします。

初めに、1の町民税でございます。退職所得の分離課税に係る所得割額の控除廃止であります。平成25年から退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止するものです。(2)の個人町民税均等割の税率の加算措置です。東日本大震災から復興を図ることを目的として、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として、平成26年から平成35年度までの各年度分の個人町民税に限り均等割の標準税率、現行3千円ですけれども、これについて500円を加算した額とするものでございます。次に、2の町たばこ税でございます。町たばこ税の税率を平成25年4月1日以降に売り渡し等が行われた製造たばこから、1千本につき644円引き上げるものです。同様に旧3級の紙巻たばこに係る税率も1千本につき305円引き上げるものです。なお、道たばこ税については、それぞれ644円、305円減税となりますので、たばこ税の総額に変更はございません。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長(齊藤 正議員)** これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

7番、花輪議員。

**○7番(花輪政輝議員)** 7番議員です。おはようございます。本件、税制改正中の町民税の増税につきまして伺います。議案集1頁の最後の段、附則に次の1条を加える。(個人の町民税の税率の特例等)2頁に、第24条が新たに追加されまして、個人の町民税の均等割額が現在の3,000円から3,500円へと増税になってしまうわけでございます。そこで3点伺います。ただいまの提案説明では、国の税制改正など、この度の東日本大震災復興に関する地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保のためなどとのことでございますが、本町の場合、現在、防災のための施策に必要な財源は計画的に確保されていっているものと存じます。ですから、個人の町民税、均等割額を3,500円へ増税する必要はないのではないのでしょうか。どうしても本町が増税する必要性や事由につきまして、もう少し詳細に伺いたいということが1点目。2点目としまして、本件条例改正によりまして、納税対象者となられる数及び総金額はいくらになるのでしょうか伺います。3点目としまして、今後10年間に渡りまして、増税することによる町政に対する具体的な効果などをどのように考察されているのでしょうか伺います。

(「はい」の声)

**○議長(齊藤 正議員)** はい、太田課長。

**○税務課長(太田茂夫君)** ただいまの件について、答弁を差し上げたいと思います。まず1点目の必要性その理由ということでございますけれども、今回の条例改正、東日本の復興に関し、その法律が公布されたということでございます。この法律の目的、趣旨は、第1条に東日本大震災から復興を図ることを目的に全国的に、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策をこれから費用の財源を確保しなさいよと、そういうのが大きな観点でございます。なおかつ、これは臨時の措置でございますよというものが定められたというところでございます。それと、第2条第2項で、平成26年から平成35年度の各年の個人の町民税に限り、均等割の標準税率は地方税法310条の規定にかかわらず、310条というところ、ここで3,000円という規定がございますけれども、これに規定する額に500円を加算した額というものになさいよという規定がきちんとうたわれたわけです。これによりまして、この法律公布により地方自治体として、今回条例改正の必要性があるということ条例を改正したものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。それと納税対象者、これが約4,600名、その500円ということですので、230万ほどの増税になるのかなというふうに思っております。あとは具体的なこれからの部分でございますけれども、10年ということでございますので、これを確保した中で町のこれからの防災計画等についての必要な経費という部分に計画的に使って

いただければというふうに思っております。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員でございます。詳細にご説明いただいたのでございますが、最近、全国的に各市町村では、地方分権の意識が非常に高まってきております。市町村の主体性に基づく住民負担の軽減施策のために、減税政策など独自の特色ある施策が進められてきております。大阪、或いは名古屋などは、大変有名でございますが、過日も道内のある町で議員提案によりまして、都市計画税を議会で廃止決定する町もでてまいりました。本町はこれまで、浜田町政の下に町理事者の皆さん、また、職員の皆さんの特段の奮闘、努力によって、財政健全化が非常に推進されてきたわけございまして、企業で言えば、毎年、毎年およそ剰余金が2億円近く、いわば、確保されてきている状況であります。これから後の本日の議会での補正予算などでも、備荒資金も含めまして、およそ1億6千万円ぐらい積立てがなされているというような状況でございますから、個人町民税を均等割額をあえて増税する必要性ないのではないのでしょうか。再度、増税に対する考え方など伺いたいと存じます。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 花輪議員さんに町長の政策という部分もお話をいただきましたので、私から答弁をさせていただきますが、今回のこの税制改正に伴って、美瑛町の防災体制がどうなんだということでもありますけども、基本的には国の方がこういった自治体の自主財源を確保させることによって、交付税などにはね返りますから、その交付税を減額することによって、国がその他の地域で色々防災活動がありますから、そういったところに出てきたお金を充当したいという考え方だというふうに捉えています。ですから、美瑛町の防災の財源を確保するというよりも、国の防災の財源を確保するために、国民の方々にそういった住民税の増額について了解してほしいと。これは、ちょっとやり方としては、言葉としてその地域の防災を充実させるために500円を上乗せるんだという言い方が、ちょっと問題はあるんじゃないかと、花輪議員さんの質問もとてもだなというふうに思って聞いてます。内実はそういうことですから、その部分についてはご理解をいただきたい。美瑛町が率先してこの増税をするのではなくて、国が交付税などに財源を確保したいとそういう面から、地方自治体のそれぞれの自主財源といえますか、そういったものを確保させる。標準収入額を増額させるということで理解をいただきたいと。それで、この税の部分、実はやはり色々課題がありまして、これを我々が執行しないと、どういうことが起こるかという罰則がくると思います。つまり国からペナルティーが来て、美瑛町は財源があるんだから交付税については減額しますというようなペナルティーが確実に、税の部分については、非常に厳しい、財務省直轄関係ですから、そういったもの

は、確実にやってくるというふうに思います。ですから、花輪議員さん今言われた部分、当然、住民の方々に対して今増税する必要があるのかということ、もっともなご意見でありますけども、ここの部分については是非ご理解をいただいて、町としても収入を確保しながら、しかし一方では、町民の方々にどう福祉ですとかそれから暮らしに対する支援、そしてまた色々な町民の方々の活動に対する町側からの支援、こういった部分について、収入したものを使っていくというな形でご理解いただければと、今回についてはそんなことでお願いを申し上げたいというふうに思います。現状ではそういう状況であります。

○議長（齊藤 正議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番杉山議員。

○4番（杉山勝雄議員） はい、4番杉山です。今の町長の答弁を聞いておりまして、自治体としても、非常に国がこういう法律を決めて、それを実施しなければならない背景なんかも聞きましたけれども、もう一つ、この点についてもちょっと触れておきたいと思う点があります。大震災の復興に当てるための財源ということで、一連の税条例が策定されましたけれども、その一方、大企業に対する法人税、これを減税を行いましたよね。5%の減税。そして、3年間に限ってそれを3%、税を付加するということでしたか。結局5%の減税が先にありますから、3%の法人税の増税を賦課しても、結局、差し引き2%が減税でいきますね。それも3年間ですよ。ですから、そういうことを一方で国がやっておきながら、何かこれだけの大震災があったのだから、国民みんなができることで、復興を進めていきましょうっていう、「頑張ろう日本」か何か、そんなスローガンも相当使われておりますけれども、本当に国民みんなが負担をして、そしてこれだけの苦難といいますか、復興に当たるというそういう趣旨からいけば、甚だ、片手落ちというか庶民だけに増税を強いる。結局、法人税の減税と一般庶民への増税とすることによって、復興財源そのものが帳消しになるということも私は知ってる限りでは、そういうふうに捉えています。ですから、そういうことに対する思いというのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

（「はい、町長」の声）

○議長（齊藤 正議員） 浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 杉山議員さんから、国の政策の中で税の体系の中で、不公平が見られるんでないかと、東日本の大震災に対応するのであれば、国民等しく皆が負担するという方向が必要でないかというご質問、またご意見でありますけども、法人税関係につきましては、色々な要素があるんだと思います。海外の企業の法人税の比較によって、法人税の安い方に企業がどんどん流れていったり、日本に外国からの投資がされないとか、そういったことの課題が新聞紙上では言われていますし、議会などでもそういった論議はありました。しかし、今議員言

われるように、こういった大きな事件が起きているわけでありますから、こういった部分について、日本の経済のある意味での大黒柱でありますそういった企業が率先してこの復興に我々も協力しようじゃないかという姿勢がやはり我々もほしいという思いは強く持っています。そんなことでもありますから、我々もこういった税金が実質的に上がるというような政策を町民の方々に言わざるを得ないわけでありますから、我々の町政を通じて、できるだけ住民の方々に町の財政運営について適切にしながら、一方では町民の方々にそういった町政の戻ってくる部分って言いますか、町民の方々に利便を与えて行けるようなそんな町政運営を引き続きしていくということが、我々の仕事になっていくんだというふうに思っています。そういった面については、我々もまた今ご指摘の部分については、関係機関等の話し合い中でも、意見を言っているようなこともありますので、引き続き、意見を述べていきたいというふうに思っています。具体的に、以前、発言をさせていただいたものについては、投資については、やはり減税という部分をするのは、日本の経済社会にとってプラスになるだろう。しかし利益を出した部分を税金を減らすということになれば、例えば、アメリカのように経営者が高所得になったり、格差が広がっていくというようなことになっていきますので、やはり法人税、法人に関わる事業の関係の税にしても、やはり日本の経済が発展するという方向を見据えた税制の見直しでなきゃならんといったこと私も述べさせていただいたことがありますので、引き続きそういった思いを伝えていきたいというふうに思っています。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第1号の件を採決します。

議案第1号美瑛町税条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。

したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。



---

日程第5 議案第2号 美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する  
条例の一部改正について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第5、議案第2号、美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、住民生活課長」の声）

はい、大谷住民生活課長。

（住民生活課長 大谷 隆男君 登壇）

○住民生活課長（大谷隆男君） おはようございます。議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、3頁になります。新旧対照表は資料の5頁になります。今回の条例改正につきましては、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成事業について、児童福祉法の改正により、障害児施設の見直しが行われることに伴い、助成の対象外となるもののうち、児童福祉法関連の内容が変更になるため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは、議案を朗読します。

それでは、資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、資料の5頁をお開き願います。第3条の対象者では、児童福祉法の改正により、障害児施設が見直され、施設の体系も変わったため、「知的障害児通園施設に通所している者を除く。」の文言を削除し、引き続き医療給付の対象としたものです。続いて附則になります。附則に戻ります。附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上で、議案第2号美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第2号の件を採決します。

議案第2号美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改

正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。

したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第3号 美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び美瑛町  
しろがねダム管理条例の一部改正について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第6、議案第3号、美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び美瑛町しろがねダム管理条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、農林課長」の声)

はい、原子農林課長。

(農林課長 原子 秀樹君 登壇)

○農林課長(原子秀樹君) おはようございます。議案第3号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集4頁になります。新旧対照表は資料1の6頁です。今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地方主権改革一括法の制定によって、土地改良法の一部を改正されたことを受け、美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び美瑛町しろがねダム管理条例の条項を整備するものです。以下議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

改正内容につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

以上です。よろしく願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第3号の件を採決します。

議案第3号美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び美瑛町しろがねダム管理条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。

したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第4号 美瑛町営住宅管理条例の一部改正について

---

**○議長(齊藤 正議員)** 日程第7、議案第4号、美瑛町営住宅管理条例の一部改正についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、住民生活課長」の声)

はい、大谷住民生活課長。

(住民生活課長 大谷 隆男君 登壇)

**○住民生活課長(大谷隆男君)** 議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては5頁、6頁になります。新旧対照表は資料の8頁から11頁までになります。今回の条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法の制定により、公営住宅法が改正され、入居者資格の一部要件などが条例で定めることとされました。このため同居親族要件や入居収入基準などの整理のため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料の改正の要旨で説明をさせていただきます。資料の7頁をお開きください。本条例の主な改正点は2点あります。まず第1点は、同居親族要件の廃止であります。改正前は同居親族がいることを原則として、特例措置で単身者の入居を認めていましたが、改正後は同居親族がいなくともよいこととされたため、単身者の入居を物件の規模により入居可能となる住宅を制限するものでございます。2点目は、特に居住の安定を図るものについて、政令で定義されていましたが、これを条例で定めるようになったことであります。どちらも実質的な取り扱いは今までと変更はないものでございます。次に、新旧対照表により説明をさせていただきますので、資料の8頁をお開き願います。左が改正条例(案)で右が現行条例であります。第6条の(入居者の資格)では、第1号の同居親族要件を削除し、以下を繰上げ、特に居住の安定を図る必要のある者を定め、入居を収入基準額を明記したものであります。9頁から10頁にかけては、第7条で文言を整理し、第8条では同居親族要件に関する文言の整理、単身入

居物件を明記し、第9条以降は文言を整理したものでございます。11頁の第54条の3は、特定公共賃貸住宅の入居者資格を整理し、第62条、63条は文言を整理し、11頁の附則の第7項は、同居親族要件が廃止されたため、過疎地特例で単身入居を認めた扱いを削除するものでございます。以上で、議案第4号美瑛町営住宅管理条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。議案集6ページ、上段から18行目の第9条第5項中及びその下の第12条中と第13条中。この条例改正、3項目について3点伺いたいと存じます。

先ほどの趣旨説明では、第9条以下は文言を整理したものだのご説明でありますが、1点目に、入居者の選考規定であります第9条第5項中の者は、町営住宅入居者の優先入居者の具体的な条文でありましたが、これは全部削除されたわけございまして、このことを伺います。現在の条例では、優先入居者の具体的な条文としまして、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住するもので町長が定める要件を備えている者としておりまして、経済的、身体的に弱者である方々を優先して町営住宅に入居させられるという条例となっておりますが、今般改正によって、この具体的な文言が単に規則で定めるものと改めてしまうということございまして、今までの弱者優先入居の選考方針を今般改正されるのでしょうか。また、規則で定めるものとは、具体的にどのような規則になるのでしょうか伺います。

2点目、同居の承認規定であります第12条中、公営住宅法施行規則第10条を単に規則に改めるとしてありますが、これはどんなような規則となるのでしょうか伺います。

3点目としまして、入居の承継規定であります第13条中、同じように国の方針であります公営住宅法施行規則第11条を単に附則に改めるとされているわけですが、どのような規則になるのでしょうか伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、大谷課長。

○住民生活課長（大谷隆男君） 町営住宅管理条例の第9条第5項の優先入居が必要な方の改正内容でございます。花輪議員がおっしゃられたように従前の具体的に20歳未満の子を扶養している寡婦の方ですとか、引揚者、炭鉱離職者、こういった具体的な文言を規則で定めるものということで整理をするという変更になってございます。優先入居が必要な方につきましては、

それぞれの色々なパターンがございますので、その要件を項目別に規則の中で明示しようということでございます。優先入居のその要件を変更するものではございません。内容を整理するというので、具体的には今まで条例の中で記載してありましたように、20歳未満の子を扶養している寡婦、或いは中国在留邦人などの引揚者、それから、老人障害者、それとあと、住宅以外の場所で生活を営んでいるため、緊急に住宅を手当てしなければならない、そういった必要のある方。それと、配偶者暴力の被害者、犯罪被害者、こういった方が具体的に、優先入居という要件になる内容でございます。

次に、第12条の同居の承認、それと第13条の入居の継承、この2項目につきましては、今回の地域の主権の独自性のための公営住宅の改正によりまして、従来国の公営住宅法の中の規則の中で定義していたもの、これは、町村の条例で定めなければならないということに変わったことによりまして、それぞれ、12条と13条については、公営住宅法の施行規則、同居の承認は第10条であります。これを規則に改めまして、或いは入居の承継についても、同じく施行規則の11条を規則に改めるという内容に変わってございます。この内容につきましては、それぞれ、12条の同居の承認に関しましては、新たに同居をさせようとするそういう方が出てきた場合の手続について定義するという内容になります。それから第13条の部分では、死亡や退去によって、同居していた方が引き続き、住宅に居住を希望する場合の手続について、規則で定めているということで手続自体は従来と変わるものではございません。あくまでも規則の中で整理して明らかにしていくという目的でございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 7番、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。大変詳しく説明いただきました。本町には、既に町営住宅の管理条例、施行規則というものがございます。ただいまの課長のご説明では、なんか新たに変わったところがない。まず1点目の第9条第5項中の具体的な優先入居者の例ですが、今申し上げました本町の管理条例施行規則第4条の中には同じような、そのまま規則が定まっています。ですから、本当はこの文言が施行規則の第4条でよかったのではないのでしょうか。また、第12条中、或いは第13条中の手続きに関することだということで、公営住宅法施行規則第10条及び第11条を変えるとありましたが、もともと管理条例施行規則の第6条及び第7条というふうに規定しておけばよかったのではないのでしょうか伺います。

(「はい、住民生活課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大谷課長。

○住民生活課長(大谷隆男君) ただいまのご質問でございますが、もともとの公営住宅法の政令等、施行規則があるのであれば、公営住宅法の施行規則等に基づけばそれにかまわないのではないかということだと思います。今回の改正につきましては、もともとの公営住宅法が地域

の主権、独自性、それらを発揮してもらうために、それぞれの公営住宅の事業主体が、独自に地域の実情に応じて、基準を定めることが可能になっているとそういった趣旨で、公営住宅法が改正されるということをございます。ですから、今まで、国の法律で定めていたものを、それぞれ条例の中で定めなさいということに変わるということで、今回は、公営住宅法の部分については具体的な基準等を明示することになりましたし、あとはももとの公営住宅法の施行規則の中で、規定されていたものについては、町村の規則の中で明示するように仕組みが変わったということで、今回提案をさせていただいてるものでございます。ただ、この改正条例の、例えば規則第何条って、はっきり明示したらいいんでないかというふうなご意見でございますけれども、この辺はこういう法令の記載のやり方といいますか、基本的なやり方が規則で定めることによりというやり方をすると、表示の仕方、そういうルールでやる必要があるというふうに考えております。以上でございます。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 花輪議員さんの方から、もともと規則あったんだからその規則で良かったんじゃないかということですけども、法律で法に基づいてやりなさいということで決められてますんで、条例上はやはり法に違反するわけにいきませんので、条例の中では法の規則とか施行令とかそういったものを使って明示します。しかし、町の実質的な町の公営住宅の運用においては、その法の規則などにある部分を町としても規則を構えて、それを参照にして町の事業をやりやすいようにそういった規則を持ちながら、進んでいますので、ある意味で言えば、国の持っている規則を町も規則を持っていたと、しかし、いちいち法を調べるとなりますとなかなか大変ですから、そういう意味では規則を持っていたということで、今後は持っている規則を条例では主体にして運用していくということが法律で認められたと、法律で地方分権の時代だから、おまえたち自分でそういったことをやってくれということに決められて今回、この内容を改正するものです。それから具体的には、今回のこれ変わるんでうちの担当にも、じゃ単身者の方々がどんどん入れるようになるような形がどんなんだろうかということで色々私も調べたんですけども、今の状況では美瑛町においては単身者の方々が入れる状況を作ります。単身者が、入れるよう公営住宅の指定をしますんで、この条例の見直しによって、単身者の方々が今高齢化、単身者の方が多くなりますので、今後は議員の方々とも相談しながら単身者の方々にもまた、使いやすい公営住宅と運用ができる可能性ができたということでご理解いただきたいと思いますが、今の時点では、これまでの状況を引き継いでやっていこうということで提案をさせていただいてます。なお、福祉住宅等も建設して単身者の方々にどういふふうに街の中で住みやすく住んでいただけるか、そんなことも合わせて、今後検討したいというふうに思っていますのでよろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第4号の件を採決します。

議案第4号美瑛町営住宅管理条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。

したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

10時30分まで休憩いたします。

休憩宣告（午前10時15分）

再開宣告（午前10時30分）

---

日程第8 議案第5号 美瑛町公民館設置条例の一部改正について

---

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第5号、美瑛町公民館設置条例の一部改正についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、生涯学習課長」の声）

はい、大滝生涯学習課長。

（生涯学習課長 大滝 憲孝君 登壇）

○生涯学習課長（大滝憲孝君） おはようございます。議案第5号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては7頁になります。新旧対照表は資料の12頁になります。今回の条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、社会教育法が改正され、従前の社会教育法で規定されておりました、公民館審議委員の任命基準を条例で定めるといったような改正がされ、これに基づき、本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきまして、ご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、資料の改正要旨ということで、資料1の新旧対照表、12頁でご説明をさせていただきたいと思います。本条例の改正点は第3条第1項、こちらに文部科学省令で定める基準を参酌し、公民館運営審議会委員の任命基準を、条例で定めるというふうに改正されたものによる条例の追加でございます。第2項につきましては、公民館運営審議会という文言を審議会ということでの文言の整理でございます。第3項につきましては、第1項が加わったことによる、項の繰下げを行うものであります。以上で、議案第5号美瑛町公民館設置条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第5号の件を採決します。

議案第5号美瑛町公民館設置条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。

したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第6号 美瑛町図書館条例の一部改正について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第9、議案第6号、美瑛町図書館条例の一部改正についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、大滝生涯学習課長」の声）

はい、大滝生涯学習課長。

（生涯学習課長 大滝 憲孝君 登壇）

○生涯学習課長（大滝憲孝君） 議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては8頁になります。条例改正の新旧対照表は資料の13頁になります。今回の条例改正につきましては、図書館の移転に伴う位置の変更、それと、地域の自主性及び自立



性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の制定に伴う、図書館法の改正により、図書館協議会委員の任命基準を条例で定めるという改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読させていただき、そのあと改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは資料の改正要旨について、資料の新旧対照表で説明をさせていただきますので、13頁をお開きください。本条例の改正点は、第1条におきましては新年度4月1日から図書館が新たに移転するというので、すみません、第1条につきましては文言の整理、第2条におきましては、図書館移転に伴い位置が変更になることからの改正でございます。第4条第1項におきましては、文言の整理と図書館協議会の性格を、図書館法第14条の図書館協議会ということで、この規定に基づく図書館協議会という形での規定を確定しているものでございます。第2項におきましては、文部科学省令で定める基準を参酌し、図書館協議会の委員の任命基準、第3項におきましては、図書館協議会の委員の定数、任期をそれぞれ条例で定めるという改正でございます。以上で、議案第6号美瑛町図書館条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。第4条の改正につきまして、伺いたいと存じます。現在の図書館条例では、図書館協議会の目的や役割というものは明らかになっておりました。すなわち、新旧対照表、資料13頁の旧の方を見ていただくとわかると思いますが、第4条第2項に、協議会は図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べるものとする、と具体的な文言がございましたが、今般、何故この大切な文言を削除されてしまうのでありましょうか。図書館協議会の目的や役割について、どのように考察されているのでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大滝課長。

○生涯学習課長(大滝憲孝君) 今の旧条例の中にありました協議会の性格等の部分で今回、なくなるということで、これにつきましては、今回の第4条の第1項で法第14条、図書館法ですけども、こちらの法の規定を受けた図書館協議会というような位置づけをしっかりとりましたので、こちらの法の2項の方で、図書館協議会は図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とするという

ことで、こちらの法の適用を受けるということで、二重に条例で謳うことはないというような判断で、今回は外させていただきました。ただ、図書館協議会の設置目的ですとかといったものは、これがなくなったからといって変わるものではございませんのでご理解をよろしく願います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。ただいまご説明をいただいたんですが、例えば、先ほど町長が答弁していただいた中に、公営住宅法というような国の法律というものを条例の中に入れておれば、本町の条例を見た町民は、一々国の法律を探さなきゃいけない、その方が大変なんじゃないか。だからそういうものを本当に具体的に明らかにしたんですよとご答弁いただきました。私は納得したわけです。ですから、今般、確かに、ただいまの大滝課長もおっしゃるように、図書館法第14条第2項には規定がございます。もともと本町の条例は、図書館法14条第1項並びに第2項をそのまま本町の図書館条例としていたわけなんです。その大事な条文を今回わざわざ外す、分からなくする、不明にするとしか私には思えないわけです。わずか5行、1行から5行までしかない簡単な条文なわけですから、きちんと図書館協議会の役割というものを明記するべきではないでしょうか、再度伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大滝課長。

○生涯学習課長(大滝憲孝君) 花輪議員さんの質問でございますけれども、地方自治法上も、法令に特別の定めがある場合を除くということで、今回はその14条の2ということでこちらの方に図書館協議会の分を法令として定められてるということで、今回条例の方からは削除させていただいたという形でございます。ちょっと町民の方にはわかりにくいというような指摘もあるかと思えますけれども、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。例えば、ただいま議案第5号で公民館の条例の改正がございました。公民館も同じような、言うなれば条例なんです。公民館は図書館条例と違う部分があります。それは、第5条に教育委員会規則の公民館の運営審議会の役割というものをきちんと規則で定めているんです。ところが、図書館条例の場合は管理規定はあるんですけども、そういう図書館協議会のための規則、公民館規則そういうものがないんです。私は、思い出していただきたいんですが、平成22年の9月定例会で、今の図書館を新築する際の運営に対しまして、図書館の協議会が行われ何度も何度も委員さんが会議を重ねた。しかしながら、なかなか委員さんの意見が町に取り上げてもらえないというような苦情に基づいて一般質問を行

ったわけです。その時に、私はこの図書館条例を具体的に議会で示して、第1条にこのよう  
ありますよ。第2条にこのように館長に対して協議会が意見を述べる権利がありませんか。何  
故、積極的な意見を取り入れていただけないのでしょうかと訴えました。その時のご答弁では、  
いえ、今行われている図書館協議会は、この条例に基づく協議会ではございません。任意の協  
議会です。新たな新築となった図書館の下に、新条例を整理して、図書館協議会でもって今後  
も運営を行ってまいりますというようなご答弁をいただいたわけでございます。ですから、第  
1条に図書館法第14条ということを入れていただいたことは大きく評価いたします。しかし  
ながら、大切な図書館協議会の運営に対しまして、公民館でさえもちゃんと審議会規則がある  
のに、図書館協議会に対してこうした諮問をきちんとするんですよという具体的な文言をわざ  
わざ外す必要まではないのではないのでしょうか。再度伺います。

(「はい、教育長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、奥山教育長。

○教育長(奥山 清君) 今、花輪議員からお話がありました。前回、図書館が建設されるに  
際して行われました図書館協議会につきましては、今お話がありましたように、私ども図書館  
協議会の委員の方々に正式な図書館協議会という形ではなくて、建てる、いわゆる町民が求め  
ている図書館について、どういった声があるんだろうかというふうな形で、色々ご協議をいた  
だきました。そういう経過がございます。ただあの時は、場所とか、色々決まってない部分  
がありましたので、なかなか苦しいところがあったのですが、そういう経過の中で図書館協議会  
という、いわゆる法律に基づいたものではないというふうなことでここで私は答弁をさせてい  
ただきました。今回は、そういうことも踏まえまして、実際に図書館協議会を、やはりきち  
と図書館も新しくなりますから、現実には作っていかねばいけないということで、しかも  
前にあったのが、色々非常に、お話にもありましたように、あいまいな部分もあったもので  
から、やはり図書館協議会をきちっとつくっていくためにはその構成等も検討していった方  
がいいなということで、今回のように中身には色々細かく書いてありませんけれど、法律に基づ  
いて設置をさせていただきたいという形で、改正の方で、検討をお願いをしているというこ  
とです。よろしく申し上げます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 12番、濱田議員。

○12番(濱田洋一議員) 私も質問をしたいと思います。内容は重々わかりますが、先ほど  
住宅条例もありましたけど、この条例を改正しないと先ほど、ペナルティーが出るよと話があ  
りましたけども、今回の部分もこれは該当するのでしょうか。何か条例、例えば改正をやら  
ないと上から色んな影響がでますよということになれば、特に整理をする必要があるのかど  
うか。その辺の考え方だけお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 正議員） 暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（「はい」の声）

はい奥山教育長。

○教育長（奥山 清君） それでは、私の方からお話をさせていただきます。今回の条例の改正につきましては、ここにもありますように法14条の規定により、私どもが正式な図書館協議会を設置させていただくというふうな形で、よろしく願いをしていきたいと思いますが、先ほどありましたように、実際にこのところは見ただけでは、この協議会がどういうふうになってるかということが非常に分かりづらいというお話がありましたので、今後の部分も含めてですね、規則できちっと定めていきたいと考えております。それから、これを、現実に制定しなければどうなるかと、罰則があるかというお話も今ありましたけれども、私どもが1番恐れているのは、現実的にこういう条例をきちっと法律に基づいて定めないことによって、例えば何らかのときに、町民から訴えがあった時に、法律違反になってしまうと、そして色々な形で物事を進めようとしたときに、それは何に基づいてどんな根拠に基づいてやられてるかっていう部分で非常に説明し難くなってくるといような部分がありますので、大変申し訳ありませんけれども、条例を定めていただきまして、細かなことにつきましては、規則で対応させていただいて、町民の方々には、それらを見ていただくことによって了解をしていただけるような形で進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、5番齊藤議員。

○5番（齊藤幸一議員） 何かちょっと分かったような分からんようなところがあるんですけども、改正条例の部分のところには、先ほど花輪議員が言われた部分は入らない。今回は入れないということで理解していいのか伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、奥山教育長。

○教育長（奥山 清君） 改正条例の文言につきましては、このような形でお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、5番齊藤委員。

○5番（齊藤幸一議員） 確かにその規則云々というのも、そういう方法もあるんだろうと思うのですが、私も花輪議員さんと同じような思いをします。そこで前のところでも、そういうふうに14条に従ってたつていう部分があるわけですから、あえてそこで、こういう

条例のつくり方っていう部分でも色々あるのかなとも思うんですが、その委員さんの方が、なぜ、委員さんの方々のやる仕事の目的ですとか、何で図書館協議会というものがどういう役割をするかっていう部分が、より身近なところであった方が私もいいんじゃないかなっていうふうな思いをするのですが、その辺もう一度ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 教育部局に関することですから、町長、具体的な部分ではちょっと答えづらいということで、先ほど休憩を取らせていただいて、一般的な部分で皆さん方に教育長の方からお話をさせていただきましたが、条例の制定は基本的にはこういう書き方をします。つまり、法何条何に基づいてこういうものを設置しますと、福祉とかの条例を見ていただいても結構ですけど、いちいち法何条の何条にこういう目的でこれがあるからこの条例を制定するというような形はとりません。これは条例の制定上、こういう形で我々も条例審議会の中で一般的にこういうふうに進めてる。これは、条例の出し方として適正だと理解していただきたいと思います。ただ、花輪議員さん言われるように、今まで目的があったじゃないかと、その目的を削除、条例の中で見えなくするのであれば、やはり条例に附帯するものとして、こういった目的を明示することが必要でないかというご意見、これ私も納得する部分が多々ありますので、これについては規則等で明示して、そして町民の方々に理解いただいたり、それから実際に審議に当たる協議会に当たる委員の方々にこういったものを明示していくという形で取らせていただきたいと、町の条例としてそういう方向で進めさせていただきたいということでご了解をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、13番沼田議員。

○13番(沼田成功議員) 私もちょっとお聞きたいと思います。今、町長から或いは教育長からそれぞれ話がありました。そういう意味では、別に規則で定めるというふうにおっしゃっておいりましたけれども、今まであったものを無くすということは、非常に不便を感じると思いますか、ちょっとなんかおかしいなというふうに感じますし、もし、別に定めるのであれば、この4項で、その審議委員会の活動内容については、別に規則で定めるとか、なんとかかんとか一文句入るならまだ分かるんですけども、これで見てる限りでは一切分からんということですから、その他で4項目中で、その活動内容を大枠の中で示して、その細かいことについては、やはり規則の中で定めるという一項目入れるなら分かるんですけども、今のこの中ではどうもですね、分かりづらいなというふうに思うんですけども、そういうふうに入れることはできないんですか。その点お伺いします。

○議長(齊藤 正議員) 11時15分まで休憩いたします。

休憩宣告（午前10時58分）

再開宣告（午前11時15分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの答弁について、浜田町長。

**○町長（浜田 哲君）** 教育委員会の事業というよりも条例の管理というようなことですので、町長の方で条例は管理していますので、私の方からお答えをさせていただきます。今回の条例の見直しについては、基本的に町の条例の委員会、条例を検討する委員会の方で当然検討して出させていただきますが、基本的には町は法律に基づいた根拠条例に基づいてこういうことをやりますよということで、これは理解をしていただきたいと思います。条例としては、この記載の方法で適正だということでご理解をいただきたいと思います。それからもう1点は、規則の関係でありますけれども、ご理解いただきたいのは、例えば条例というのは町にとっては法律です。国の法律です。法律の下に規則とかそういったものもありますけれども、基本的な規則とかは施行令とそういったものは、法律が可決されてから運用されていきます。つまり、見直すところは見直す。議員の皆さん方に法律を了解していただいてそれに基づいて規則をつくって規則の中で必要なものは入れていくという形をとります。ですから、今回の部分につきましても、根拠法令を示させていただいて条例について、美瑛町の今の条例の審査の委員会の方で検討している条例の案を出させていただいて、これを認めていただければ、規則の方で今度はその認めていただいた内容に基づいて規則を設定していくということになります。ですから花輪議員さんからご指摘いただいた、今までこの表示があったのをこの根拠条例という文章で見えなくなるんじゃないかということでもありますけれども、これは皆さんに今条例を認めていただいた段階で、今度は規則の方でこれを表示して理解をしていただくという順番になってまいります。これがもし逆になりますと先に規則をやりますと、例えば国であれば法律が国会で了承される前に、どんどん規則で色んなことをやっていけるということになりますから、これはもう完全に違反であります。ですから、基本的な条例、法律を認めていただいてから条例つくっていく。町村では、条例を認めていただいてから規則を整備していくということになりますので、今回、花輪議員さんからご指摘いただいた分については、今後この条例を認めていただいた段階で、次の段階として規則の中に盛り込ませていただくという順番になってまいります。これにつきましては、他の条例についても、基本的に同一なスタンスでやっておりますので是非ご理解をいただきたいというふうに思います。あと、以前の部分で表示されていたんじゃないかということでもありますけれども、これは大分前の中で、例えば、こういった図書館の関係でこういう法律ができたんで、条例を整備するというような時に、その時その時にある程度条例案を示されていますので、その当時の条例案の作り方がこういう形でもあったと。その部分を今回は町の全体の条例に見合うように見直しをさせていただいたと、根拠法令を示させていただいて

て設置するんだよ、設置しますよということでは示させていただいたということで、条例の基本的な統一化という部分についても、ここで図らせていただいたということでご理解をいただきたいに思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第6号の件を採決します。

議案第6号美瑛町図書館条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 報告第1号 専決処分について承認について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第10、報告第1号専決処分について承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。報告第1号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は106頁になります。今回の専決処分につきましては、白金パークヒルバレースキー場が今シーズン休止したことを受けまして、町民が上川管内のスキー場で利用したスキーリフト料金を、1回当たり1千円を上限に2回まで助成する内容について、平成23年12月22日付けで、一般会計の補正を行ったものでございます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、事項別明細書の歳出から説明をいたします。111頁をお開き願います。歳出でございます。第10款教育費、第5項保健体育費、補正額200万円、町民スキーリフト助成事業でございます。

次に、歳入について説明をいたします。109頁にお戻り願います。事項別明細書歳入でございます。第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額200万円の追加でございます。普通交付税の補正でございます。補正後の財源保留額は5,235万1千円となります。108頁の第1表については説明を省略させていただきます。

以上で、報告第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます

**○議長（齊藤 正議員）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、報告第1号の件を採決します。

報告第1号専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい。挙手多数であります。

したがって、報告第1号の件は承認することに決定しました。

---

日程第11 議案第7号 平成23年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第12 議案第8号 平成23年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について

日程第13 議案第9号 平成23年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について

日程第14 議案第10号 平成23年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について

日程第15 議案第11号 平成23年度美瑛町簡易水道事業特別会計補正予算について

日程第16 議案第12号 平成23年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第17 議案第13号 平成23年度美瑛町水道事業会計補正予算について

日程第18 議案第14号 平成23年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

---

**○議長（齊藤 正議員）** 日程第11、議案第7号、平成23年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第12、議案第8号、平成23年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件、日程第13、議案第9号、平成23年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件、日程第14、議案第10号、平成23年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件、日程第15、議案第11号、平成23年度美瑛町簡易水道事業特別会計補正予算についての件、日程第16、議案第12号、平成23年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件、日程第17、議案第13号、平成23年度美瑛町水道事業会計補正予



算についての件、日程第18、議案第14号、平成23年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、総務課長」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

**○総務課長(石井典夫君)** 議案第7号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は9頁になります。それでは最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明を行います。

(議案の朗読を省略する)

美瑛町の一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによる。それでは、事項別明細書の歳出から説明をいたします。26頁をお開き願います。事項別明細書の歳出でございます。第1款議会費、第1項議会費、補正額139万3千円の減額補正でございます。改選による6月期末手当支給額の減によるものでございます。続きまして28頁をお開きいただきます。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額1,282万2千円の減額補正でございます。給与改定、それから退職、それから会計間異動等による給与費の整理、及び昨年6月から続きました大雨災害ですね、それに係る職員の時間外勤務手当、それから昨年の12月、そして年が明けまして、今年の2月、先月ございますけども、かなりの降雪がございました。それに対する職員の除雪対策にかかった、時間外勤務手当等の部分でございます。時間外職員手当では816万1千円の追加をお願いするものでございます。続きまして、第2目一般管理費、補正額62万円の追加補正でございます。一般管理事業で町史の第2巻でございますけども、手持ちがなくなったということで100冊ほど増刷をするということで、その費用として47万円を計上させていただきました。それから、慶弔費ということで交際費で15万円の補正をお願いいたします。お悔み等の件数が、当初予定していた件数よりも、多くなっているというようなことで、お願いをするものでございます。第4目車両管理費、補正額9万円の追加補正でございます。燃料費の高騰による補正でございます。第5目財産管理費、補正額188万8千円の追加補正でございます。庁舎維持管理、これにつきましても燃料費の高騰による追加でございます。30頁をお開き願います。第7目町有林管理費、補正額667万9千円の減額補正でございます。町有林管理事業以下2事業、それぞれ事業費が確定したことによる整理でございます。第8目地域振興費、補正額105万1千円の減額補正でございます。まちづくり委員会他2事業につきまして執行額が確定したことによる予算の整理でございます。第11目災害対策費、補正額46万7千円の追加補正でございます。防災無線管理事業ということで、1点目は、管理無線でございますけども、そのバッテリーが切れてきたということで、それを更新すると、それからもう1点は、戸別受信機でございますけども、やはり20数年経

過しておりまして、かなり修繕が増えております。そういった意味で修繕料の増ということでございます。第12目諸費、補正額1億570万円の追加でございます。まず、1点目の過年度歳入過誤納還付金でございますが、これにつきましては平成22年度障害者自立支援給付費国庫負担金の過年度分の還付でございます。これが570万円。もう1点が、北海道市町村備荒資金組合負担金ということで1億円でございます。負担金という表現でございますが、現実的には基金の積み立てと同じでございます。ちなみに22年度末現在で美瑛町の積み立ては2億1,539万3,723円でございます。その内訳として普通納付が1億1,290万5,816円、超過納付金として1億248万7,907円で、今回1億円を超過納付金に積み立てるといことなりますので、超過については2億248万7,907円という予定でございます。額でございます。続きまして32頁をお開き願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額はございませんが、財源の調整でございます。繰入金と一般財源の調整でございます。第2目高齢者福祉費、補正額216万円の減額補正でございます。老人福祉施設措置費以下9事業について、執行額等の確定及び利用者数の増減による整理でございます。第3目障害者福祉費、補正額661万4千円の追加補正でございます。更生医療給付事業以下3事業について、給付費それから利用者数が増加したことによる補正でございます。34頁をお開き願います。第7目地域支援事業費、補正額15万2千円の追加、増額補正でございます。介護予防事業と執行額等の確定によるものでございます。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額2,307万7千円の減額補正でございます。子ども手当支給額、それから子育て応援団運営費等について、執行額が確定したことによる減額でございます。第2目保育所費、補正額61万6千円の追加でございます。どんぐり保育園の食器消毒保管庫が壊れてしまったということで更新でございます。第3目へき地保育所費、補正額5万5千円の増額、追加補正でございます。へき地保育所の浄化槽の修繕でございます。第5目児童館費、補正額79万7千円の減額補正でございます。児童館の外構事業費が確定したことによる減額補正でございます。36頁でございます。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額1,728万5千円の減額補正でございます。老人保健施設、それから大雪地区広域連合負担金、それぞれ額が確定したことによる減額補正でございます。簡易水道事業特別会計、これにつきましても事業費の確定による減額でございます。整理でございます。第2目保健指導費、補正額183万円の減額補正でございます。妊婦健診事業、受診人数確定による減額でございます。第3目予防費、補正額757万2千円の減額補正でございます。予防接種、それから健診事業、それぞれ実績の減による減額でございます。第4目保健センター費、補正額40万2千円の追加補正でございます。保健センターの光熱水費、それぞれ単価高騰、燃料費高騰による増額でございます。第5目医療扶助費、補正額757万2千円の減額補正でございます。医療費の減による減額補正でございます。続きまして、38頁をお開き願います。

第6目環境衛生費、補正額274万3千円の減額補正でございます。蜂の駆除、それから合併処理浄化槽、それぞれ件数等が確定したことによる予算の整理でございます。公衆浴場確保対策補助事業につきましては、2軒のお風呂屋さんがあったわけですが、1軒が廃業ということになりまして、その部分での減額でございます。つぎ、40頁をお開きいただきたいと思えます。第6款農林水産業費、第1項農業費、補正額1億9,631万8千円の追加補正でございます。13ほど事業がございます。(1)(2)につきましては、それぞれ貸付金の繰上償還による利子補給の額の減、それから負担金の確定による減ということでございます。(3)の農業技術研修センターにつきましては、加工室設備の故障による修繕ということでございます。(4)強い農業づくり交付金事業、これにつきましては、国の第4次補正でお認めをいただいた事業でございます。額で1億6,246万円の追加でございます。内容としましては、3つの事業がございます。1つは、トマト共同育苗施設整備分ということで、対象事業費が6,300万円、この2分の1、3,150万円でございます。2つ目が、粃殻くん炭熱利用システム導入ということで、対象事業費が1億5千万円、この2分の1ということで7,500万円。農産物加工整備分ということで、対象事業費は1億1,192万円、この2分の1ということで5,596万円。3つの事業合計で1億6,246万円ということでございます。(5)エゾシカ緊急対策事業、これにつきましても、駆除頭数の増による増額補正でございます。(6)戸別所得補償制度、それから(7)環境保全型農業直接支払交付金、それぞれ額の確定による整理でございます。(8)のトマト育苗施設、それから、(9)の粃殻くん炭熱利用、(10)の農産物加工施設導入事業、これにつきましては、国の4次補正で認めていただいた事業でございますが、その中の、それぞれ町が負担する額を計上しております。(11)農地保有合理化事業、これにつきましても決算見込みによる整理でございます。(12)農業共済加入率向上につきましても、事業費確定による減、それから、(13)の農業被害対策緊急支援事業につきましても貸付額の減による減額でございます。42頁をお開きいただきたいと思えます。第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額68万円の追加補正でございます。これにつきましても、道営事業負担金でございますが、国の第4次補正により、旭第1地区の事業費の増ということでございます。第2目農道整備費、補正額706万7千円の減額補正でございます。道営事業、ふるさと農道、それぞれ事業費の確定に伴う整理でございます。第3項林業費、補正額25万円の減額補正でございます。事業費確定による整理でございます。44頁をお開きいただきたいと思えます。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額57万4千円の追加補正でございます。中小企業町特別融資貸付金、融資件数増に伴う保証料の補助金の増でございます。第3目観光費、補正額138万8千円の減額補正でございます。これにつきましては、震災避難者が美瑛に避難をされておりましたけども、この方の帰郷による事業費の減でございます。第5目交流促進施設費、補正額170万3千円の追加補正でございます。宿泊交流施設でございま

す。まず、燃料費、光熱水費につきましては、単価高騰による増額でございます。修繕料につきましては、室外機の修繕でございます。第6目白金保養施設費、補正額14万1千円の追加でございます。保養センターのボイラーの修繕でございます。第8目イベント推進費、補正額36万8千円の減額補正でございます。美瑛センチュリーライド事業ということで、23年度距離看板を設置しておりました。その事業費が確定したことに伴う整理でございます。第9目移住対策費、補正額151万8千円の追加補正でございます。セカンドホームツーリズム事業、23年度でE棟とF棟の2棟、建築をしておりましたけども、この開設に向けての初動備品の追加、及び光ケーブルを今回設備を行って、入居と同時にそういったインターネット上の環境を整備したいということでございます。46頁をお開きいただきたいと思います。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費、補正額377万5千円の減額補正でございます。美沢15線、ほか2路線、それぞれ事業費が確定したことによる減額でございます。第4目除雪対策費、補正額1,290万円の追加補正でございます。降雪量の増に伴う、除雪費の増額でございます。第4項都市計画費、第1目街路事業費、補正額67万3千円の減額補正でございます。事業費の確定に伴う減額でございます。第2目公共下水道費、補正額1,473万1千円の追加でございます。公共下水道の繰出しでございますが、町の一般会計の方の財源の見通しがついたということで、公共下水道会計で予定しておりました、資本費平準化債の借入れを取りやめたということでございます。48頁をお開きいただきます。第5目住宅費、補正額383万4千円の減額補正でございます。旭町団地解体事業他、それぞれ事業費の確定に伴う整理でございます。第9款消防費、第1項消防費、補正額2,897万円の減額補正でございます。大雪消防組合の負担金でございますが、これにつきましては、美瑛消防署の方の人件費を2人ほど見ていたわけですが、人事異動で組合の方に、23年度当初に異動したということで、その2人の分の人件費が今回負担金から減額ということになります。その他、執行残等を整理をさせていただきました。50頁でございます。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額152万5千円の減額補正でございます。英語指導助手帰国旅費の減、それから、教育専門員につきましては、雇用期間の短縮、そして3番目の教育委員会事務管理事業については、臨時職員の通勤、対象者数の減ということでございます。第4目教員住宅管理費、補正額はございませんが、財源の調整でございます。第5目通学自動車運行費、補正額134万5千円の減額補正でございます。1点目はスクールバスの運行事業でございますが、これにつきましては、町長の方からの行政報告でもございましたけども、盗難に遭いまして、スタッドレスタイヤが盗難に遭ったということで、それを購入するということで81万3千円の追加でございます。合わせて、燃料の単価の高騰による燃料費の追加でございます。もう1点は、スクールバスの整備ということで、1台導入しておりますが、その事業費が確定したことによる減額でございます。第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額339万円の追加補

正でございます。それぞれ燃料費につきましては単価高騰による増額でございます。また、小学校の耐震診断事業、これにつきましては、事業費が確定に伴う整理でございます。それから休校舎につきましては、燃料費の高騰による増額、追加補正でございます。第2目教育振興費、補正額111万円の減額補正でございます。これにつきましては、中学生まで医療費の助成を23年6月から実施をしておりますけども、それに伴いまして、当初計上していた額の減額でございます。52頁でございます。第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額157万7千円の追加補正でございます。中学校の燃料費、光熱水費の増額補正でございます。要因につきましては、単価高騰によるものでございます。第2目教育振興費、補正額42万円の減額補正でございます。1点目は、中学校災害共済給付金ということで障害見舞金でございます。2点目は、小学校費と同じように、中学生までの医療費助成を町の方で行うことによる減額でございます。54頁になります。第4項社会教育費、第1目社会教育総務費、補正額190万7千円の減額補正でございます。1点目は、国際交流BFA団体が会を閉じたということで、それに伴う補助金の減でございます。2点目は、社会教育関係の嘱託の専門の方を雇用する予定でございましたけども、町内に適任者がちょっとなかなか見つからなかったということで、減額をさせていただくということでございます。第2目生涯学習推進費、補正額139万7千円の減額補正でございます。人づくり育成事業、事業費確定による減額でございます。第3目町民センター費、補正額95万5千円の減額補正でございます。1点目は、燃料費でございますけども、使用量が予定していた量よりも少なかったと、単価高騰等もありましたけども、結果的に減額ということでございます。それから、委託費等については、委託料の額の確定による整理でございます。第5目図書館及び郷土資料館費、補正額で1,037万4千円の減額補正でございます。図書館、それから郷土資料館の光熱水費につきましては、燃料高騰による増額でございます。それから図書館建設事業、これは事業費確定に伴う整理でございます。次、56頁でございます。第11款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額、これはございませんけども、財源の見通しがついたことによりまして、基金からの繰入れを取りやめたことによる財源調整でございます。第2目利子でございます。補正額3,733万6千円の減額補正でございます。起債償還利子、これにつきましては、22年度借入債の利率減、それから借入日の変更等による減でございます。(2)の一時借入金利子につきましては、借入額の減に伴う減額補正でございます。続きまして、58頁をお開きいただきたいと思います。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第3目財政調整基金費、補正額1万5千円の追加でございます。これは、基金の利子でございます。利子分を追加積立てをするということです。第4目減債基金費、補正額2万円の追加でございます。これにつきましても、基金利子の増による積み立てでございます。第5目ふるさと創生事業基金費、補正額1,098万1千円の追加補正でございます。財源の見通しがついたことによりまして、ふるさと創生事業基金に積立てを行うということで

ございます。第7款福祉基金費、補正額9千円の追加補正でございます。これにつきましても、基金利子の積立てでございます。第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額5,047万円の追加でございます。47万円につきましては、ふるさと納税の部分で10件ほど47万円でございます。残りの5千万円につきましては、財源の見通しがたったということで、この基金につきましては、ふるさと納税で全国からびえいファンの方々から納税をいただいているわけですが、意思を汲みながら24年度予算の中で、景観形成をはじめとするさまざまなまちづくりの基本計画を策定する予定でございます。それを受けて25年度以降につきましては、具体的に色んな事業が展開されていくというようなこともありまして、今回財源の見通しが立ったということで、財源を確保するという、基金を積立てるということでございます。第10目美瑛町光ファイバーテレビ放送網管理基金費、補正額434万円の追加補正でございます。これにつきましては、地デジ光回線施設、NHKからの助成金ということで、これを基金へ積立てるということでございます。第2項公営企業費、補正額220万円の減額補正でございます。病院事業の医療機器の購入額の確定による減額でございます。続きまして、60頁お聞きいただきたいと思っております。第13款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、第1目現年発生災害復旧費、補正額860万7千円の減額補正でございます。事業費の確定によるものでございます。第2目過年発生災害復旧費、補正額1,498万9千円の減額補正でございます。事業費確定に伴う整理でございます。第2項農林業施設災害復旧費、補正額970万円の減額補正でございます。これにつきましても、事業費の確定に伴う整理でございます。

次に、歳入の説明を行います。16頁へお戻りいただきたいと思っております。事項別明細書、歳入でございます。第1款町税、第1項町民税、第2目法人、補正額180万円の減額補正でございます。震災等の影響による法人税の税割の減でございます。第4項たばこ税、補正額1,282万7千円の追加補正でございます。売渡本数が伸びたことによる増額でございます。第5項入湯税、補正額276万7千円の減額補正でございます。これにつきましては、ご承知のとおり、23年度震災等の影響によりまして、美瑛町への観光客も減少したと、あわせて白金温泉への入湯客も減少したということでの減額でございます。第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額5,235万1千円の追加でございます。これですべて保留分も全額計上いたしました。第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第2目民生費負担金、補正額34万7千円の減額補正でございます。措置入所者等の減による減額でございます。第4目災害復旧費負担金、補正額14万8千円の追加でございます。農業施設災害復旧事業、受益者負担金の増でございます。第13款使用料及び手数料、第1項使用料、補正額800万円の減額補正でございます。交流施設宿泊使用料の減でございます。要因としましては、震災等による宿泊者数の減ということでございます。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額2,011万7千円の減額補正でございます。それぞれ、実績見込み、それから医

療費の増等による整理でございます。子ども手当につきましては、支給額の減によるものでございます。第2目衛生費負担金、補正額119万9千円の追加補正でございます。交付額確定による増でございます。第3目災害復旧費負担金、補正額585万5千円の減額補正でございます。事業費確定に伴う負担金の減でございます。第2項国庫補助金、第1目民生費補助金、補正額31万3千円の追加補正でございます。事業費確定に伴う増額でございます。18頁をお開きいただきます。第2目衛生費補助金、補正額106万4千円の減額補正でございます。合併処理浄化槽、それから疾病予防対策事業等、それぞれ設置数それから受診数確定に伴う整理でございます。第3目土木費補助金、補正額10万8千円の減額補正でございます。旭町団地3号棟以下2事業についての事業費確定に伴う整理でございます。第4目教育費補助金、補正額507万円の減額補正でございます。1点目は、私立幼稚園の就園奨励費補助金、これにつきましては、対象園児数の奨励費確定に伴う減額でございます。へき地児童生徒補助金については、対象事業費の確定によるものでございます。次に、住宅・建築物安全ストック形成事業につきましては、事業確定に伴う減、それから図書館建設につきましても、事業費確定に伴う減でございます。第3項国庫委託金、第2目民生費委託金、補正額18万4千円の減額補正でございます。子ども手当事務取扱委託金、事業費確定に伴う減でございます。

○議長（齊藤 正議員） 課長、14款終わったところで休憩します。午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時57分）

再開宣告（午後 1時00分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先に、議案第2号について大谷住民生活課長から発言の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

（「はい、住民生活課長」の声）

はい、大谷住民生活課長。

（住民生活課長 大谷 隆男君 登壇）

○住民生活課長（大谷隆男君） 3頁、議案第2号の提案理由の説明の中で説明不足の部分がありましたので訂正をお願いしたいと思います。第3条の説明の中で、児童福祉法の改正により障害児施設が見直され、施設の体系も変わったため、知的障害児通園施設に通所しているものを除くの文言を削除し、引き続き医療給付の対象としたものです、と申し上げましたが、最後の、引き続き医療給付の対象としたものを、重度ひとり親等医療給付事業の対象外にはなりません引き続き児童福祉法の給付の対象となります、と訂正をさせていただきたいと思いません。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） それでは、総務課長より引き続き、15款からの説明をお願いします。

（「はい」の声）

はい、石井総務課長。

○総務課長（石井 典夫君） 引き続き、説明をさせていただきます。議案集は18頁、第15款からになります。第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額129万1千円の追加でございます。障害者自立支援給付費道負担金、それから2番目の障害者医療費負担金それぞれ負担金の増によるもの、合わせて給付実績の見込みによるものでございます。子ども手当負担金につきましても対象児童数の確定による減でございます。第2目衛生費負担金、補正額215万3千円の追加でございます。国民健康保険基盤安定負担金、これは交付決定額によるものでございます。後期高齢者医療保険基盤安定負担金についても同様の理由でございます。第2項道補助金、第1目総務費補助金、補正額48万6千円の減額補正でございます。流域育成林整備事業、事業費の確定によるものでございます。第2目民生費補助金、補正額170万6千円の追加補正でございます。老人クラブの運営費、これにつきましては、対象事業費の確定による整理でございます。障害者自立支援対策推進費補助金についても、事業費確定に伴う増額でございます。それから、放課後児童対策事業費補助金、これはなかよし児童館でございますが、受け入れ数の増によるものでございます。続きまして20頁をお開きいただきます。第3目衛生費補助金、補正額169万6千円の減額補正でございます。妊婦健診事業、それからワクチン接種、それぞれ実績によるものでございます。第4目労働費補助金、補正額138万8千円の減額補正でございます。緊急雇用創出推進事業、これにつきましては震災避難者の帰郷による減でございます。第5目農林水産業費補助金、補正額1億6,102万1千円の追加補正でございます。主な追加の部分につきましては、強い農業づくりの交付金、国の第4次補正によるものでございます。それ以外の部分につきましては、貸付金等の減、それから決算見込み事業費確定、そういったものによる整理でございます。第9目災害復旧費補助金、補正額287万2千円の減額補正でございます。農業施設災害復旧費補助金、事業費の確定に伴うものでございます。第3項道委託金、補正額250万円の減額補正でございます。個人道民税の徴収取扱交付金、納税義務者数の確定に伴う減でございます。第16款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、補正額73万3千円の減額補正でございます。教員住宅の入居者確定による減でございます。第2目利子及び配当金、補正額15万7千円の追加補正でございます。それぞれ、財政調整基金以下4基金の運用利子の整理でございます。あわせて、6番目の株式配当、これにつきましては、ほくほくフィナンシャルグループの配当金でございます。第2項財産売払収入、補正額、4,982万4千円の追加補正でございます。1点目の間伐素材売払収入、これにつきましては、売払材積の増と、それから2番目の立木売払につきましては、砂防事業に伴う土砂置き場の町有林の伐採売払いとそういったものでございます。土地売払収入でございますが、これにつきましては、町有地の売払いでございます。大町2丁目それから大町1丁目合わせて6筆、これは鉄西区画整理の中の町有地でございま



す。それから南町5丁目の1筆それから、旧旭中学校内の用地1筆ということでございます。続きまして、22頁をお開きいただきたいと思います。第17款寄附金、第1項寄附金、補正額48万円、まちづくり寄附金10件分でございます。第18款繰入金、第1項繰入金、補正額2,586万8千円の減額補正でございます。ふるさと創生事業基金繰入金、ほか2基金につきまして、今年度の財源の見通しが立ったということで、基金の取り崩しをやめたものがございます。第20款諸収入、第4項受託事業収入、補正額4万4千円の減額補正でございます。農地保有合理化事業事務受託金、受託金の決算見込みによるものがございます。第5項雑入、補正額542万3千円の追加補正でございます。6つのそれぞれ事業がございます。それぞれ、利用者の確定に伴う整理、合わせて4番目は食料供給基盤強化特別対策事業交付金、これにつきましては、国の第4次補正によるものがございます。続きまして、第21款町債でございます。第1項町債、第1目農林水産業債、補正額4,090万円の増額追加補正でございます。まず、耕地債でございますけれども、これは事業費の確定及び、一部辺地債への変更による調整でございます。それから、農業債につきましても、同じく国の第4次補正に伴う補正、それから事業費の確定による過疎債のソフト分の調整、そういったものがございます。第2目商工債、補正額120万円の追加でございます。これにつきましても事業費確定に伴う調整でございます。次24頁をお開きいただきます。第3目土木債、補正額410万円の減額補正でございます。道路橋梁債、事業費確定及び辺地債の調整でございます。それから、第5目教育債、補正額3,080万円の減額補正でございます。まず、教育総務費でございますけれども、これにつきましては事業費確定に伴う整理でございます。社会教育債、これにつきましては、図書館の建設が主なものがございますが、事業費確定に伴う整理でございます。第6目病院事業債、補正額220万円の減額補正でございます。病院の医療機器の事業費確定に伴う調整でございます。第7目災害復旧債、補正額1,360万円の減額補正でございます。公共土木施設災害復旧、それから、農林業施設災害復旧債、それぞれ事業費確定に伴うもの合わせて農業については補助率のかさ上げ等によるものがございます。第9目衛生債、補正額660万円の減額補正でございます。保健衛生債、これにつきましても事業費確定に伴う、過疎のソフト分の調整でございます。続きまして、第2表の説明になります。12頁になります。第2表繰越明許費でございます。国の第4次補正予算に伴う、強い農業づくり交付金及び道営事業について、平成24年度に繰り越して実施することとしたものがございます。第2表繰越明許費、第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名トマト共同育苗施設整備補助事業、金額1,050万円、事業名粃殻くん炭熱利用システム導入補助事業、金額1,250万円、農産物加工設備導入補助事業、金額1,632万円、強い農業づくり交付金事業1億6,246万円。第2項耕地費、道営事業負担金、金額68万円、合計2億246万円でございます。続きまして13頁になります。第3表債務負担行為補正でございます。まず、追加でございます。事項、農業経営基盤

強化資金に対し北海道信用農業協同組合連合会等が融資する資金に対する利子補給でございます。期間が平成24年度から平成29年度まで、限度額につきましては、借入金額1億3,190万円に対する、償還利子補給相当額129万1千円でございます。続きまして、変更でございます。変更、事項平成23年度美瑛町担い手総合推進事業により新規就農者が美瑛町農業協同組合より借入する貸付金の損失補償、変更前期間平成23年度から平成35年度まで、限度額損失補償1,500万円、変更後期間、変更前に同じ、限度額損失補償1千万円。次に、第4表地方債補正になります。14頁でございます。町債の総額から1,520万円を減額するものでございます。追加につきましては、昨年6月に議決をいただきました、辺地に係る公共的施設の整備計画策定で位置づけられた事業について、追加するものでございます。また、変更につきましては、過疎債から辺地へ変更したり、事業費の確定に伴う額の変更によるものでございます。第4表地方債補正、追加、起債の目的、辺地対策事業、限度額5,610万円、起債の方法、証書借入れ、または証券発行、利率3.0%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定する者による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換することができる。続きまして、変更でございます。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。起債の目的、災害復旧事業、変更前限度額1,930万円、変更後限度額570万円。続きまして、一般単独事業でございます。変更前限度額8,910万円、変更後限度額7,120万円。続きまして、過疎対策事業でございます。変更前限度額6億7,600万円、変更後限度額6億3,620万円でございます。15頁になります。合計、変更前限度額10億9,890万5千円、変更後限度額10億8,370万5千円でございます。10頁から11頁までの第1表は説明を省略させていただきます。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、保健福祉課長」の声）

はい、小野寺保健福祉課長。

（保健福祉課長 小野寺次男君 登壇）

○保健福祉課長（小野寺次男君） 議案集の62頁をお開きください。議案第8号の提案理由についてご説明いたします。今回の補正につきましては、歳入における繰越金の確定、歳出につきましては、指定管理者の運営を支援する貸付金の減額に伴うもので、歳入歳出それぞれ補正を行うものでございます。先に議案条文を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に66頁をお開きください。事項別明細書の歳出でございます。歳出、第1款施設事業費、第1項管理費、第1目一般管理費、補正額2千万円の減。これは、右の説明欄にあるように、

施設運営に係る費用の貸付金で、指定管理者の執行見込みにより減額するものでございます。老人保健施設ほの香は、本年度23年度より施設の介護サービスに係る介護報酬、利用料は指定管理者が直接收受し、施設を管理運営する利用料金制として運営を行っているところでございます。円滑なる運営を図るために、施設運営費の貸付金を計上していたところでございます。次に、前の頁64頁をお開きください。歳入でございます。歳入、第3款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額612万7千円の減額補正でございます。これは、次の第4款の繰越金の額の確定により、増額補正されたことから、一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額612万7千円の増。これは、平成22年度予算の精算に伴う繰越金でございます。第5款諸収入、第2項貸付金元利収入第1目貸付金元利収入、補正額2千万円の減額補正でございます。これは、歳出で説明した指定管理者への貸付金の減額に伴うものでございます。なお、前の頁63頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

よろしくどうぞお願いします。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、農林課長」の声）

はい、原子農林課長。

（農林課長 原子 秀樹君 登壇）

○農林課長（原子秀樹君） 議案集の68頁をお開き願います。議案第9号の提案理由についてご説明申し上げます。今回の補正は、施設管理をお願いしていた嘱託職員が病気療養のため入院し、その間、高齢者事業団に施設管理を委託した経費の補正をお願いするものです。以下議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出事項別別明細書よりご説明申し上げます。73頁をお開きください。歳出、第2款発電施設費、第1項施設管理費、第1目発電事業管理費、補正額2万9千円、発電施設管理委託の増です。前のページにお戻りください。歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金、不足する財源を基金から繰入れるものです。補正の額2万9千円です。不足する財源を基金から繰入れるものです。前の頁、第1表歳入歳出予算補正は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、商工観光課長」の声）

はい、中山商工観光課長。

（商工観光課長 中山 勝利君 登壇）

○**商工観光課長（中山勝利君）** 議案第10号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集につきましては74頁でございます。今回の補正の内容は、歳出におきまして、19号井安定供給のための調査整備事業費の確定による減額とするものです。また20号井の安定調査整備事業の実施が泉源利用施設の都合により実施できなくなったと、そのための減額、それと泉源加入金の増及び前年度繰越金の確定による事業費確定による積立金を補正するものでございます。歳入では、新規温泉利用者、2件が加入したことにより、負担金の増を繰越金の確定による補正でございます。それでは始めに条文を朗読をいたします。

（議案の朗読を省略する）

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の78、79頁をお開き願います。歳出から説明をさせていただきます。第2款泉源施設費、第2項施設費、第2目施設費、補正額123万9千円の減額の内訳でございますけれども、役務費で19号井の井戸内の調査手数料12万3千円、それと20号井につきましては、調査が泉源利用施設の予約等の理由により、調査をすることができず、実施できなくなったということで51万5千円の合計63万8千円の減額でございます。工事請負費では、19号井20号井工事費の確定により60万1千円を減額するものです。第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目泉源事業基金積立金、補正額317万3千円につきましては、繰越金及び新規加入金等により運用管理事業積立金に積立てをするものでございます。次に前の頁、76、77頁をお開き願います。歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目負担金、補正額94万4千円は、保養施設等2件の新規の泉源加入金であります。第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、これにつきましては、補正額99万円、前年度繰越金の確定によるものでございます。次に75頁でございます。第1表につきましては省略をさせていただきます。以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○**議長（齊藤 正議員）** 次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、水道課長」の声）

はい、丸田水道課長。

（水道課長 丸田 治君 登壇）

○**水道課長（丸田 治君）** 議案第11号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集の80頁をお開き願います。今回の補正は、一般管理費で備品購入費等による減、水道事業管理費で原材料費等による減、建設事業費では工事請負費の減額をお願いするものです。以下議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

初めに事項別明細書の歳出についてご説明します。84頁をお開きください。歳出、第1款

水道事業費、第1項管理費、第1目一般管理費、補正額288万5千円の減。委託料は簡水統合の認可申請業務の確定による減、備品購入費は、公営企業会計システム購入確定による減、公課費は、平成22年度消費税地方消費税の確定により追加するものです。第2目水道事業管理費、補正額96万8千円の減。需用費の光熱水費は浄水場等の電気料の増により追加、委託料は維持管理業務等精算に伴う減、原材料費はメーター器取替え台数減等による減、負担金補助及び交付金は、9月の大雨災害によるタンク車と応援経費の確定により減額するものです。第2項事業費、第1目建設事業費、補正額798万1千円の減。工事請負費は、道路改良に伴う布設替工事等の精算に伴い減額するものです。次に82頁に戻りまして、歳入についてご説明します。歳入、第3款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額855万4千円の減、精算に伴い一般会計繰入金を減額するものです。第5款諸収入、第2項雑入、第1目雑入、補正額328万円の減。工事補償金の確定により減額するものです。前の頁、81頁の第1表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） はい。そのまま。次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

丸田水道課長

○水道課長（丸田 治君） 次に、議案第12号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の86頁をお開き願います。今回の補正は、一般管理費で委託料による減、建設事業費では工事請負費等の減、また、公債費及び歳入の町債では、下水道事業債等の確定による減、及び資本費平準化債の変更をお願いするものです。以下議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

初めに、事項別明細書の歳出についてご説明します。91頁をお開きください。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額124万7千円の減。報償費は、受益者負担金の一括納付が増加したことによる追加、委託料は環境清掃業務等精算に伴い減額するものです。第2項事業費、第1目建設事業費、補正額155万9千円の減。委託料及び工事請負費は精査による減、補償補てんは工事による色枯れが発生しなかったことにより減額するものです。第2款公債費、第1項公債費、補正額150万円の減。元金につきましては、財源調整で、利子は下水道事業債の利率確定により減額するものです。次に、89頁に戻りまして歳入についてご説明します。歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目受益者負担金、補正額439万8千円の増。受益者負担金の増により追加するものです。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業補助金、補正額2万2千円の減。補助事業費の確定により減額するものです。第4款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、

補正額 1, 473 万 1 千円の増。一般会計繰入金につきましては、起債の取りやめ等精算に伴い追加するものです。第 5 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金、補正額 728 万 7 千円の増。前年度繰越金は財源調整です。第 7 款町債、第 1 項町債、第 1 目下水道事業債、補正額 3, 070 万円の減。下水道事業債は確定、資本費平準化債は一般会計より繰入れが可能になったことによる取りやめにより、それぞれ減額するものです。次に、88 頁に戻りまして、地方債補正についてご説明します。地方債補正変更限度額につきましては、1 億 3, 460 万円を、変更後限度額 1 億 390 万円とし、起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更前と同じであります。前の頁、87 頁の第 1 表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

以上であります。よろしく申し上げます。

**○議長（齊藤 正議員）** はい、そのまま。次に、議案第 13 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

丸田水道課長。

**○水道課長（丸田 治君）** はい。議案第 13 号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集の 93 頁をお開き願います。今回の補正は、収益的支出の営業費用で人件費による減、営業外費用で消費税の増、特別損失では布設替工事等の除却損確定による増額をお願いするものです。また、資本的支出では、建設改良費で工事請負費の減、収入では、固定資産売却代の増額をお願いするものです。以下議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

初めに、収益的支出についてご説明します。95 頁をお開きください。支出、第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用、第 3 目総係費、補正額 708 万円の減。給料、手当、法定福利費は、人員 1 名削減により減額するものです。第 2 項営業外費用、第 2 目消費税及び地方消費税、補正額 50 万円の増。平成 23 年度消費税及び地方消費税の確定見込みにより追加するものです。第 3 項特別損失、第 1 目固定資産除却損、構築物除却損、補正額 122 万 3 千円の増。布設替工事等の給水施設廃止による除却損の確定により追加するものです。次に、資本的支出についてご説明します。次の頁をごらんください。支出、第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、第 1 目配水及び給水設備工事費、工事請負費、補正額 259 万円の減。配水管布設替工事等精算により減額するものです。資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額 3, 941 万 1 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3, 941 万 1 千円で補てんするものとする。前に戻りまして、収入についてご説明します。収入、第 1 款資本的収入、第 2 目固定資産売却代、補正額 2 千万円の増。優先株の売却によるものです。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第14号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、病院事務局長」の声）

はい、上坪町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 上坪 邦夫君 登壇）

○町立病院事務局長（上坪 邦夫君） 議案第14号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、97頁になります。今回補正をお願いするのは、決算見込みを精査した中で、入院収益につきましては、今年度のこれまでの入院患者数が、当初予定を大幅に下回って推移していることから、年間の延べ入院患者予定数を当初比で2,920人の減と推計しました。患者数減の影響が大きく、収益の減額補正をお願いするものであります。業務予定量では、既決予定量の入院患者予定量の減見込みに伴う減量補正、収益的収入及び支出では、業務予定量の減額補正に伴う診療収入の減額補正、支出では、給与費の減額補正、材料費の減額補正、経費の減額補正、をそれぞれお願いするものでございます。資本的収入では、企業債借入れの減額補正をお願いするものでございます。以下、議案条文を朗読し、説明にかえさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、平成23年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明により、ご説明を申し上げます。最初に、収益的支出から説明申し上げます。100頁をお開き願います。収益的支出でございます。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費、補正額3,500万円の減。これにつきましては、医師給、医師手当につきましては、常勤医確保を行うため、各関係機関に働きかけを行ってまいりましたが、現在増員ができない状況でありますので、減額調整をお願いするものでございます。看護師給、看護手当につきましては、採用、退職者及び育児休業取得等により、減額調整を行うものでございます。事務員給、事務員手当につきましては異動による減額調整でございます。報酬につきましては、人間ドックの報酬、旭川医大より出張していただいております非常勤医師の出張回数の減に伴う減額補正でございます。第2目材料費、補正額1,700万円の減。材料費につきましては、入院患者数の減に伴い、購入量、薬品費の減及び原価購入により、減額調整を行ったものでございます。第3目経費、補正額800万円の減。経費につきましては、入院患者数の減に伴いまして患者給食業務委託、寝具委託等の減による減額調整でございます。これらの理由から給与費、材料費、経費の減額補正をお願いするものでございます。次に収入でございます。99頁をお開き願います。収益的収入でございます。第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益、補正額6千万円の減。入院収益につきましては、今年度のこれまでの入院患者数が、当初予定を下回って推移していることから、年間の延べ入院患者数を当初比で、2,920人の減と推移し、これに伴い収益の減額補正をお願いするものでございます。次に資本的収入でございます。101頁をお開き願

ます。資本的収入でございます。第1款資本的収入、第2項企業債、第1目企業債、補正額220万円の減。今回、起債対象医療機器購入の額が確定いたしましたので、減額補正をお願いするものでございます。以上、提案理由の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

**○議長（齊藤 正議員）** これで、8案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに8案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、8案件に関連する総括質疑を終わります。

2時5分まで休憩いたします。

休憩宣告（午後 1時48分）

再開宣告（午後 2時05分）

**○議長（齊藤 正議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先に、議案第14号で、訂正の申し出がありました。議案書の数字が間違っているということでございます。

（「はい」の声）

はい、上坪町立病院事務長。

**○事務局長（上坪 邦夫君）** 誠に申し訳ありません。議案第14号平成23年度美瑛町立病院事業会計補正予算第2号の訂正をお願いしたいと思います。第2条平成23年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」と言う。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。入院患者予定数、先ほどの提案では補正予定量2,920人の減ということで提案させていただきましたが、2,444人の減ということで訂正をお願いしたいと思います。入院患者予定する補正予定量2,444人の減。計2万2,656人、計の2万2,656人はそのままということで、大変申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

**○議長（齊藤 正議員）** はい。訂正を許可したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

はい、異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、第2条の件につきましては訂正を許可することに決定いたします。

次に、議案第7号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）



質疑なしと認めます。これで、議案第7号についての総括質疑を終わります。次に、議案第7号についての質疑を行います。

議案集の26頁から31頁まで、はじめに平成23年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費及び第2款総務費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の32頁から35頁まで、第3款民生費についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員、

**○7番(花輪政輝議員)** 7番議員です。34頁、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額マイナス2,307万7千円、説明欄の(1)子ども手当支給事業2,057万7千円の減額でございますが、先ほどの説明では執行額が確定したとのご説明でございました。今般特に子ども手当は特別措置法が新たに昨年成立して10月から子ども手当は受給者の皆さんが改めて申請をしないと受け取ることができないということで、全国的に未申請となっておられる方がいるということが問題となっておりますが、本町の場合は、この子ども手当支給事業の中で、そうした金額、対象者等があるのか。この扶助費のマイナスの原因は、どのような事由なのか伺いたいと存じます。

(「はい、保健福祉課長」の声)

**○議長(齊藤 正議員)** はい、小野寺保健福祉課長。

**○保健福祉課長(小野寺次男君)** 平成23年度における子ども手当につきましては、23年4月1日から9月30日までの、いわゆる国民生活等の混乱を回避するための、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるつなぎ法案でもって9月30日まで支給され、そしてその後に議員ご指摘のとおり、平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案ということで、いわゆる特措法でもって10月から、24年の3月末までというような2つの法律でもって運営されるような状況になっております。それで、今回大きくこう減額補正していますが、減額補正の要因につきましては、23年度の予算を決める段階で、当初予算を策定する段階で、政府の方では3歳未満の方については2万円、そして3歳以上の方、中学生までは1万3千円ということで示されておりました。町はそういう予算の計上の中で予算を策定したということです。つなぎ法案になった4月1日から、施行されたのは22年度同様のすべての対象者が千円というような形になりましたので、その中で大きく減額が生じてきたということでございます。10月から、また24年の3月まで特措法ということで運営されるようなったわけなのですけれども、その中では、示されたのが3歳未満につき

ましては1万5千円、それから3歳以上、小学生終了前までが1万円、ただし第3子以降については1万5千円で、中学生につきまして一律1万円と、それぞれ子ども手当が変わってきたというような中で精査し、今回の減額補正が生まれてきたということでございます。特措法につきましては、議員からのお話のとおり、改めて全員の対象者が改めて申請しなければならない、そういうような形になりました。町の方につきましては、10月にそういうような法の改正があって、そういうような運営される。ですから、第1回目の支給月は24年度の2月ということですので、4カ月分で1回で出されていると、そういう仕組みですので、10月に第1回目の対象者となりうる600件を超す対象戸数に対してこういうこととなりますよと、皆さん申請してくださいということでお手紙を出しました。そういう中でなかなかご返事がないという方で、多い方については3回ほどそういう連絡をいたしております。また3月の広報にも、そういうことを載せております。現在対象になると思われる方がまだ6件ほど残っています。それにつきましては直接電話等で連絡して対象になるのかどうなのか、対象になるとしたら申請していただきたいと。ご承知のとおり、3月までに申請してくれば10月まで遡った中で支給されるという仕組みですので、そういう中で進めております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。大変詳しくご説明を頂きましたので、安心いたしました。全国的には大変多いということで心配しておりましたが、本町は6件ということでございますので、ぜひ申請を今回3月末まで怠れば、受け取ることができないということになりますのでね、お手紙、電話、あるいは訪問などで必ず申請されて受け取ることができるよと、配慮するべきであると思いますが、いかがでしょうか。再度伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、小野寺保健福祉課長。

○保健福祉課長(小野寺次男君) 最終的には本人の申請ということになりますので、この制度に乗る方と想定した中でご連絡してるのですけども、最終的にはそれぞれの方がご判断して申請していただく、そういうような形にしたいと思います。

ただ過去、それぞれ児童手当から、実態調査を毎月、毎年ですか、出すような格好になるんですけども、やはりなかなか申請されないとか、そういう方がいらっしゃるんですけども実際は対象者になっているという部分がありますので、適切に対応していきたいと考えております。

○議長(齊藤 正議員) はい。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の36頁から39頁まで、第4款衛生費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の40頁から43頁まで、第6款農林水産業費についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

**○7番(花政輝議員)** 7番議員です。40頁第6款、第1項、第2目農業振興費、説明欄の(10)農産物加工設備導入補助事業、1,632万円。この度の補助事業の内容ですが、本件は置杵牛の加工交流施設で使う機械であるように伺っておりますが、内容などについて詳細に伺いたいと存じます。

(「はい」の声)

**○議長(齊藤 正議員)** はい、原子農林課長。

**○農林課長(原子秀樹君)** はい、農産物加工整備導入補助事業の1,632万円の中身についてでございますが、これは置杵牛農産物加工交流施設に導入する施設でございます。今回の議会で、新たに置杵牛の農産物加工施設の指定管理をお願いしているところでありますが、その指定管理を受ける所が使いますそれぞれの部分でございますが、一つには煮釜、それから攪拌機等です。それが、補助対象になっている部分が1,332万円ありますが、その中の半分の666万円っていうのが一部入っております。それから今度の施設を稼働するためにエアシャワーという衛生施設といいますか、新たに稼働するために、全身を消毒させるために必要なエアシャワーというものがあります。その補助として、300万円ありまして、国費それから町補助と合わせまして、1,632万円という数字になっております。

(「はい」の声)

**○議長(齊藤 正議員)** はい、7番花輪議員。

**○7番(花輪政輝議員)** 7番議員です。今般置杵牛の機械は、今ご説明を受けましたが、煮豆などを煮るための釜だとか、攪拌機など、あるいはエアシャワーということですが、従来ファクトリーびえいという指定管理者の中でやってこられて、残念ながら今年度およそ6か月ほどでファクトリーびえいさんも撤退ということになってしまったわけですが、従来も煮豆の釜はあったように思います。何故、改めて煮豆釜は必要なのか。また、従来も農産物の加工を行って美瑛ブランド商品の販売を行ってまいりましたが、今までエアシャワーなどは必要なかったわけですが、今回は何故こうした設備が必要なのでしょう、伺います。

(「はい」の声)

**○議長(齊藤 正議員)** はい、原子農林課長。

**○農林課長(原子秀樹君)** はい、以前の指定管理者であったファクトリーびえいの方で持って

いました釜等、当初施設を整備するときに、町費で整備する部分もありましたが、金額的な部分もありまして、ファクトリーびえいとして最終的に美瑛に工場を構えてやってくというように、自分たちの持っておりました機材につきましても持ってきて、ファクトリーびえいとしての持ち物として整備して使っていた部分があります。それが指定管理者解除によって、契約内容により、原形復旧というようなことで撤収していただきました。それで、これから再稼動するために最低限必要なものとして、今回、整備させていただくということです。それからエアシャワーにつきましても、今後衛生管理の部分で必要だと、再稼働のために必要だとということで、今回設置させていただくものでございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) まず1点は、なぜ今度はエアシャワーがいるのか。今までも食品加工を行ってきたのにエアシャワーなどいらなかった。今度は、なぜエアシャワーが必要な事態になっているのかという点が1点ですが、元々ファクトリーびえいさんの指定管理者の中にはJA美瑛さんも入っておられて、それぞれ町の指導の下で行われてきたと思うのですが、この設備でもって加工食品は具体的にどのような商品を製造販売され、そのエアシャワーは結果的に今まではどうしていらなかったのかという点についても併せてお答えいただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、原子課長。

○農林課長(原子秀樹君) 今後の加工品の中で煮豆とか粒あんとかペースト、ジャム、その他があるわけですが、その他に微粉碎機というものをこれは新たに指定管理を受けるところが独自に導入しまして、フリーズドライを再度微粉末にするためにそういったものが必要になるということで、そういった中でいろんなゴミとか塵とかという部分に対してかなり敏感なものということで、こういった再稼動をするために今回エアシャワーというものが必要になったということでございます。

○議長(齊藤 正議員) はい、ほかに質疑ありますか。

(「はい」の声)

はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) はい、4番杉山です。同じく41頁の農産物加工設備、加工交流施設の補助事業についての質問をいたします。これまでの議会でも、質疑等あったわけですが、なかなか十分納得できるご説明をいただけていないという思いで、今回も質問をさせていただきますが、今の花輪議員の質疑にもありましたように、背景にはファクトリーびえいの撤退という問題があったわけです。そして、今度の補正予算では1,630万円ですけれども、

32万円ですか、これに国の補助金を加えると約6,300万円近くの投資ということになるかと思えます。これだけの資金を投入することについて、そこに町の方の構想ですとか、何かこの施設に対する、グレードアップを図るそういったプランというものを立てられているのでしょうか。その点についてもう少し立ち入った説明があればと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、原子課長。

○農林課長(原子秀樹君) はい、今ちょっと杉山議員のほうから金額的にかなりの金額ですが、農産物加工設備の中に置杵牛とは別に真空冷凍乾燥器というフリーズドライの機械が補助事業対象で8千万円、国費で4千万円入っておりますので、その分が今入っておっしゃられたのかなと思われます。置杵牛だけで申しますと、農協独自で入れる部分を入れましても3,400万円程度でございます。今美瑛町が整備しようとしている部分で釜ですとかそれから攪拌機。国庫対象になっているのが、1,332万円、それにエアーシャワーが300万円ということになっております。それで今後のことですが、特に美瑛の農産物を売り出すというようなことで、今考えておりますのが、千歳空港の美瑛選果でパンを作っております。その煮豆類を今のところで作っていきたい。その背景には、今本州の方で豆を作っていて、送ってそれを使っているのですが、本州でやっていると、北海道に持ってくるというロットの問題ですとか、それから保管するところですか、そういった部分でかなり苦労している。それからもう一つは、その煮豆のほかにスイートコーンのパンも作っているのですが、そのパンに練りこむためにスイートコーンの冷凍を持って行って、現場の千歳の美瑛選果の中でペースト状にしていまして、それに時間かかるために日に3回ほどそのパンを焼いているのですが、それが改善されれば4回ぐらい焼けるのでないかということで、まず当初の稼働では美瑛選果の千歳で行う部分をまず考えていきたいという部分があります。それに加えまして先ほど申し上げました練り餡とかジャムとかそういったものを考えながらやっていきたい、稼働を増やしていきたいというのが今の考え方です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) それでは説明いただきました農産物加工事業の事業計画のところの稼働日数をちょっと質問をしてみたいなと思えますけれども、このいただいた資料の中ではですね、煮豆のところをとってどのくらいの稼働日数として運営に当たっていくのか、月に5日から6日という計画で推移をしています。年間通しても44日という稼働計画になっております。これが2年目に向かいますとも年間で52日という稼働日数です。それから、新商品の開発にあてる稼働日数も、月に3日から4日と、年間で33日から39日という事業計画になってい

るようです。この計画からは、本当にこれだけの資金を入れて運営に当たってもらいたい意欲的な事業計画なんだろうか、という印象を受けますけれども、本当にしっかりとした事業計画、プランに基づいた運営というものがなされるのか、そこら辺のところももう少し説明としてお聞きしたいところです。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、原子課長。

○農林課長(原子秀樹君) はい、稼働日数などについて加工事業計画ということで出していると思います。それで煮豆、粒あん、ペースト、ジャムというようなことや、新製品の開発というようなことで稼働を載せております。当初計画してる確実な線でいけばこういったものでやっていると。それで、プラス新製品の開発ということで今後、美瑛選果それから丘のくらは、びえいの特産というような形でやっていくような部分もここで当然ながらみていると。これがコンクリートされて計画だからこれでというわけではなくて、これがベースになって今後運営していくってことですので、これだけではなくてこれに加わる部分も出てくるという部分もあるということをご理解いただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) はい、4番。これがベースとしてこれから大いにその稼働数も増やしていきたいということは確かに分かります。今度、収支計画書のところで同じようなことが言えるのではないかなと思うのですけれども、先ほどの新商品開発の稼働日数が、月に3日から4日ぐらいで、ずっと2年間推移をしているわけです。もっと意欲的にこの新商品開発に取り組むとか、そういうのは当初の計画からしっかりと盛り込むということがあっていいのではないかなと思います。月に3日では本当にこれから新商品を開発していくという意欲が見られないのではないのでしょうか。収支計画書に目を移しましても、おそらく人件費として挙げられている金額はおよそ1人分ぐらいの人件費なんだろうと思うのですけれども、2年間稼働しても赤字という計画です。確かに新たに運営管理をしていただいて、そして当初の数年間というのは試行錯誤というか、うまく軌道にのせるためのそういった期間なのだろうと思いますけれども、それだけのことをやろうとしていけば、例えば2年ごとの指定管理というものの任命期間が妥当なのかどうか。しっかりとした運営を軌道にのせていくためには、やはりそれなり安定して事業に取り組むという指定期間の設定ということもあってしかるべきだったのではないかなと思います。ですから、新たにこれだけの投資をして機械を入れる、設備を入れる、そういう中でそれを管理運営する、指名に当たる業者がここで安定して将来安定した軌道にのせてく、それだけのことをやったり、色々な形で町としても構想しなければならなかったのではないかなと、そんな気がするんです。その点はどうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、原子課長。

○農林課長(原子秀樹君) はい、最初に指定管理者の指定期間2年ということですが、この件につきましては、町として最初に指定管理者として指定するときには2年というのが基本として、その後5年ずつというような形でやっておりますので、今回も一応収支計画などは2年という形で出させていただいております。ただ、5年目ぐらいのまではどうするかっていうものはいただいております。ただし、2年目で営業的な方では、プラスになってくという計画書です。これは営業外で地元の使う体育館の光熱費などがありますので、2年度も赤字になるのですが、営業収益の方は年々増えていくってというようなことで出てきております。そういったことで、今度の指定管理者として指定を受ける部分としては意欲がありますし、町としてもそれなりの期待をして指定管理を今回、議会でお願ひすることになっております。

○議長(齊藤 正議員) はい、ほかに質疑あります。

(「はい」の声)

はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 11番角和でございます。引き続き置杵牛農産物加工交流施設についてお尋ねいたします。まず、本件の置杵牛農産物加工交流施設につきましては、その大前提であるのが、ここは公の施設であるということでございます。公費を投じて整備されている施設であり、公費を投じて行う事業を目的としているところでございます。でありますので当然、その事業内容には公共性が求められることは言うまでもありません。今までのお話で農産物の加工ということがございますから、その中での公共性と言えば、美瑛全体のブランド化につながる、あるいは新商品の開発、農業振興につながる事業でなければならない、そのように思うわけでございます。しかし、先ほどのご答弁ですと、作られた商品の販売ルートについても千歳空港のパン類として販売していくと。しかし、これは今現時点で民間事業者が既に商品としてできているものを販売していただくわけでございます。これをさらに売っていくということは、既にある民間事業者が作っている商品を増産していく、そのための工場に過ぎないのではないか。そういうような疑惑がやっぱりぬぐい去れないわけでございます。新しく商品開発をするのではなくて、既に販売ルートに乗っているものをさらに増やしていこうということに対して、税金をかけて施設を整備していく。このことが、住民の理解を得られるかどうか、私は大変疑問ではないかと思うところであります。まず、今の販売の戦略見通しにつきまして、公共性が認められるかどうか、そのことについてお尋ねいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、原子課長。

○農林課長(原子秀樹君) はい、先ほどの説明で千歳空港を例に出して申し上げましたが、今

既にやっているとるところを持ってくる部分もありますけども、こちらで作ってそういったところで輸送コストの削減ですとか、現地での稼働率を上げるとかそういった部分は例として挙げておりますけども、基本的にここの施設の目的というものが美瑛町の農産物の加工、それから新たな美瑛の特産品の開発、そういったことを目的としてつくられております。そういった部分は実際稼働の中でもいろいろな商品やなんか出てきて、その中で対応して行こうということで、稼働当初はそういった今までの売れてる、売れ筋をやっていって、その中で新たな商品開発の中で、新たに美瑛の食材なんかという部分を新たに販路を見出してく。それはやはり、すぐということじゃなく、やはり若干時間がかかることだと思います。初めはやっぱりそういった今既存の部分もありますけども、今後に期待してやっていきたい、そんな思いでおります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 11番角和です。今後、新たな商品開発も手がけていくということでございますので、納得できる部分も当然あります。その中で今、分かりにくいのが、この施設の附属する機械というのはどこまでなんだと。煮豆釜はそもそもここの施設に付随するための機械なのか。これから商品開発していく、あるいは商品を製造していくに当たって、恐らくさまざまな機械が予想されると思います。それは、そもそも施設に付属しているものであるべきなのか。あるいは、ここで事業を行う業者が自分でそろえる製品製造のための機械であるのか。そのこの区別がわかりにくいのでございます。そのためにもまず町としては、公の施設ですので、この公の施設は、ここまでの範囲のものであると。ここまでの機械は町の責任で整備します。この設備、この施設で自由に指定管理をとるのであれば、民間事業者のノウハウを活用して自由に使って下さいというふうになるなら分かるんですけど、まだその大きなビジョンが見られない。どこまで投資を続けていかなければいけないのかというところの疑念もまだ残ります。町として、どこまで、ここで公の施設の整備は完成であると、そのような計画というのは既におありでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 置杵牛の学校の施設についていろいろとご質問をいただいておりますけども、基本的には学校の活用と、閉校になった学校の活用であります。工場を作った訳でもありませんし、町の施設として閉校になった学校を活用しようということです。我々がそのまま学校は使われずに置いておけば、補助金等の関係もあり、学校を壊すこともできません。だまって置いておけば雨漏りもして駄目になってきます。角和さんの地元の学校だって同じことです。そうすると、地元の方々も地元の学校がそういうふうになくなっていくのは辛いということで、我々は学校の活用を考えています。そういう意味では、我々が工場を造りたくてあそ



ここに工場を造ったのでもありませんし、何かこう目的があって、そして学校をどうにかしたということでもありません。その部分では学校の再活用なんだということをぜひご理解をいただきたい。ですからその学校を活用するうえで地域住民の方々が何とかこの学校、そのまま残されて廃校になるような形となったら大変だと、そういう思いを住民の方にいただいて我々は活用してます。ですから学校全体の活用方法として色んなものを検討します。住民の方々やインターネットで国民全部にお話を伺ったり、そういうこともしておりますし、NPOの方に借りていただいたり。先だっては、俵真布で個人の方にお貸しした建物が、個人の方が体調等が優れないということで撤退もされました。そういう意味では学校を我々何か目的を持ってというよりも、学校の閉校後の活用を考えていきたいということで取り組みをしていることをまず押さえていただきたい。何かこう利益が出るとか出ないとかということでも色々お話がありますが、まずはそういう活用するんだということを理解をしていただきたいというふうに思っています。それで、その活用の仕方として我々は色んな要望を聞いて進めています。西美の美術館においては、当時の佐藤議員さん、そして瑠辺薬の地域の方々に要請をいただきまして、そして美術館を造るようなこともさせていただきました。そういう意味ではぜひ皆さん方にその活用の部分について、何かこう利益が上がったとかそういうことばかりでなくて、学校をどうやって地域の大事な資産として住民の方々にも安心して見ていただけるような施設として温存するかということ大きなテーマとしてやってるんだということをご理解ください。それを考えないと、利益が出たとか出ないか、これ出ませんよ。そんな簡単には。そんな簡単に出るんですしたら、それは学校を活用する企業がどんどんどんどん来てやってくれると思います。ですから、そこをまず理解をしていただいて、我々がその学校について活用してどうしようということ、今回の置杵牛の部分につきましては、農協さんと農産物の加工について、実は、美瑛町農協さんも農産物の加工、例えば畑作4品などで、豆なんかは非常にその流通経路が狭まっています。そういう面からいたしますと付加価値を付けて、例えばあんこ屋さんで売るとか、そういった部分も非常にこまめに活動してます。我々もそれに対して色んな情報交換をしてきていますけども、そういった部分で美瑛町の農産物に付加価値を付けたいと、そんな思いで農協さんも今回この活用について、最初は大金さんに入ったときは農協さんで独自にノウハウをつくり上げるとなかなか大変だから、民間の人に協力をしてもらおうということで入ってまいりました。そういうことですが、しかし民間の方が中心になってやってくれたのですが、今回の震災の関係でやはり売り上げの部分も厳しくなってここは撤去をさせてくれということで、じゃあ農協さんどうしますということで、農協さんの方でじゃあ美瑛の農産物の付加価値ですとかそういったものをつけるのに、そして先ほどの札幌の関係の豆の関係は、実は豆を旭川で煮ています。しかし、旭川で煮たんですけども豆の水分の関係とか色々あるんですが、ひび割れが入りました。それでひび割れが入った豆は使えないということで、それで本州

の技術のあるところにもう一度送り直して、そして今本州に送り込んで煮てそして出しています。そういう形だと経費がかかるし、美瑛町の豆もそのパンを供給する方になかなか安く供給できないのでこの施設を使って、そういったこともやりたいということです。これは、新商品がどうだとかこうだとかより、美瑛町の農産物の付加価値とか活用に役に立つものだと私は理解をしていただきたいと思っております。どこまでが施設の町の部分がやっていくんだということでもありますけども、この施設については、学校の活用としては色んなやり方があるんですけども、そのまま売ってしまうというやり方もあります。売ってくれというような要望があるときは我々も検討するのですが、置杵牛のところについてはそのような要望も一切ありませんし、そういう意味では、町としてあの施設を指定管理者に、農協さんを中心とした組織の方々、またそれに色々な方が加わってくればそれにも対応しようと思っておりますけども、そういう方々に指定管理者として提供をしていこうというふうに考えています。そこから何かこう杉山議員さんからそういうことからメリットが生まれるのかということでもありますけども、我々としてはゆくゆくは雇用とかそういったものも発生してくるようになればというふうな思いも持って、今対応させていただいているところであります。ですから、基本的にはあそこは町の施設でありますから、あれを完全に売ったとかっていうことになっていきますとそれは違う考えになりますけども、町の施設で指定管理ということであれば、そこに例えば貸した先に財産権が付くようなことになってしまえば、町の施設としての問題が出てきます。ですから財産権が発生しない中で、例えば釜はセットします。釜は固定にセットしてそこで動かしていくことになりますけども、例えばそこで附属する鍋、鍋って言いますかそんな部品みたいのですね、そういったものを入れたり使ったりする分については、当然使う方々に用意をしていただくということになっていくというふうに思っています。今後、できましたらあの施設の稼働率を上げながら、取り組みを先に進めていきたいというふうに思っておりますし、一方では美瑛町の農産物を活用して付加価値のある製品なり商品を開拓できるようなそんな基地になってくれればなというふうに願っているところであります。それは、なかなかその簡単に利益が出るとかそういうものになるかどうかというのは今のところ見えきれませんが、そんな目標を持ってやっていきたいのだということをご理解をいただきたいなと思っております。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 11番角和です。念のためと言いますか、誤解のないようにですが、私も小学校の活用に対してはもちろん大賛成ですし、今回の事業についても反対してはるわけではなくございません。美瑛のブランド化に役立つ、そして農業振興に役立つものであれば、どんどん進めていただきたいと、そういう立場であることを改めて念のため申し上げます。その上で、その学校の活用の仕方であるわけです。今回、質問をさせていただいて、少々もどか

しいのが、補正予算の中で機械、煮釜という具体的な機械の購入という提案を受けているわけです。できれば、その前に、ここの活用の仕方、どういうふうにやっていくのかと、あるいは議案の中では提案されてますが指定管理のまだ議会では議決を経てないわけで、そこでどのようなあり方が望ましいのか、そのような議論があった上で、じゃあどういう機械、どこまで整備していこうという話の方が非常にわかりやすく質問もしやすいのかなと思っているところです。そのことは問えないので、別の問い方をさせていただきますと、指定管理者制度での運用を引き続き、検討されているということですがけれども、よりこの学校活用、あるいは事業目的に沿うという形では指定管理にこだわることなく、賃貸してしまってもいいのではないかと。むしろ賃貸として自由に使っていただく方が、より効果も望めるのではないかと、そのようにも考えるわけです。指定管理者以外での運用方法について、ご検討なされたのかどうか、お伺いいたします。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 置杵牛の学校の活用につきましては角和議員さん議員になったばかりですから、その前にもうできてますので、そのときにいろいろ論議してますので、俺は今議員になったから初めから説明しろと言われても、それは角和議員がその前に議員になっていただければ説明を受けれたというふうに思いますので、これは今段階こういうふうに進んでくるわけですから、その中で、今議員さんになられたんですから、今の状況を把握して対応していただければというふうにご願いを申し上げます。

それからもう一つは学校ですから補助金が入っています。補助金で賃貸とかというふうになりますと当然補助金の返還とかそういうもの入ってきます。国もそういった情勢になってくれば学校の再活用というのは非常に難しいだろうということで、こういう指定管理者というような制度をつくって活用を促してくれています。そういう部分では、例えばこれを貸す売るとなるとまた違った問題が出てくるんだということも是非ご理解をいただきたいというふうに思います。ただ、その賃貸と申しますか、売買と申しますか、そういった方法というのは検討の可能性はあるんだというふうに思ってます。ただ、北海道でも色んなこう活用しているんですけども、売買した場合にはやはり補助金の部分については基本的には戻させるというなことが発生しますので、なかなか難しい課題が多くあるということでもあります。賃貸という部分になると補助金の関係も当然出てきますけども、基本的には最初の段階ではどう使いたいということの中ではすべての項目を含みますので、そういう形で我々は検討しているということですが、賃貸についての要望があれば当然検討していくことにはなりますが、今のよう状況があるということでご理解いただきたいと思います。

○議長(齊藤 正議員) 3時15分まで休憩いたします。

休憩宣告（午後 2時57分）

再開宣告（午後 3時15分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありますか。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、9番穂積議員。

○9番（穂積 力議員） 9番穂積です。休憩というのはいいものですね。先ほど町長力入れて、熱弁振るってたんですけども、私もそれに影響されて、よしって手をあげたんですけど、休憩したら、なんか調子狂ってしまったんです。私も含めて、町議は、町民の声の代弁者ということで、町長の分からんことをぜひ分かってくれということで発言して、訴えてるんです。どうぞ、笑顔で受け止めてください。そういった中で、先ほどの話聞いて、私は、所管事務調査、産業経済常任委員会として、この問題を所管の事務として携わってきたわけです。そういった中で町長が先ほどおっしゃられてるような熱意を込めて言ったようなことを、何とか叶えられるように努力している一員だということを忘れてはならないと思います。そして町長が望んでいる目的達成のために、ぜひ教えてくれよと、みんなが納得できる道を導いてくれよと、いうことで、これまで来てるということも忘れないで欲しい。今回、私たちの委員会は、ファクトリーびえいが頑張ってる時から視察に行って調べています。その後は何かあって、こういう志半ばで挫折したということになってます。やっぱり1番大事なのは、町長の言ってる熱意は素晴らしいんだけど、それはあくまでもこれから始まるんならそれはいいんですけどね、そういう平成20年に私が落選して、いないとき、平成20年にスタートしたんですよファクトリーびえい。そのファクトリーびえいがスタートした時の熱意を忘れてはならない。そしてその挫折したときに、町は何をやったのだということを、委員会でも問いかけをやってきたということは、町長ご承知の通りだと思うのです。町長が言うように、たとえ分からない議員でも、うちの委員会は6人しかいないのんですけど、少しでも知識を得るために傍聴に来て、発言もできないのに一生懸命調査をしたということも町長の耳には入っていないのかなと、そういうふう感じたわけです。今、もちろん、新しく頑張るために、あの施設を長く遊ばせておくわけにはやっぱりいけないというのは町長も同じ、こっちも同じです。ただ問題は、同じ失敗を繰り返さないために、慎重にやってくれよ、どうしてそうなった。煮豆釜ほしい。何で煮豆釜残しておけなかった。そういう努力をしたかって言っても、答えが返ってこないのです。やはり、本当にいいものつくろうと、そして儲からなくたっていい、続けてみんなに喜ばれる施設をやろう。それを忘れたら大変なことになるのでないかなとすることがあります。先ほど町長の決意、もう本当にもっともだと私は思ってます。だけど、今やらなきゃならんことはそうじゃないんでないかと思うんです。どうですか。あれもこれもっていうのは、委員会でもいっぱ

い発言出てるんです。町長の考えを聞かせて欲しい。それからもう1つ、町長がそれだけ素晴らしい計画をしてるのに、たった14人しかいない議員が、どうして理解できないようにこの場で質問が出る、そのことを強く反省を求めます。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) まず一つ言わしていただきますけども、議会で議員に質疑を受けて我々が反省しなければならないんですか。議員さんから質問を受けたからといって私は反省しなければならないんですか。それは穂積議員さん違うんじゃないんですか。議会っていうものの考え方は私はそれはちょっと理解できない。それで謝れっていうんだったら、これは私はこの場は議会ではないというふうに思いますが、それについて、先に見解を伺ってからでないかと答弁もしづらいな。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい。穂積議員。

○9番(穂積 力議員) 遠慮しながら喋ってるから通じなかった。要するに、あんたは経験不足だから分からんだろうけど、最初から説明せんならんのかって角和議員に質問しましたよね。お前は中休みしてる議員だから何分かるんだよって言われたというような受けとめ方をしたのさ。そういう言い方するなよっていうそういう意味で私は言ったんですよ。分かるうとして努力してるんですよ。それを理解するように説明するのが役目じゃないですか。

○議長(齊藤 正議員) 暫時休憩します。

会議を開きます。

(「はい」の声)

○町長(浜田 哲君) 先ず、一つは先ほどの角和議員さんの質問で、この計画についてちゃんと説明をして、そして予算を計上するべきだということでした。しかしこの計画は、もうずっと前にこういうことをやりたいと言って、図面も出し、そして皆さん方に提案をして、理解をいただいて進めてきてるところです。それを今やっている途中で振り出しに戻るようなことを言われてもそれは無理ですよと、そういう答弁をさせていただきました。それが何かとらえ方で皆さん方の方に、特に穂積議員さんに私は休んでるときに、というようなことでございますけども、私はそういった意味合いは一つも持っていませんし、そこは理解をしていただかなければならないというふうに思っています。あの時の前の時にまで戻って、一から全部説明をしてこの事業はこうですよということは、これは今回の説明では無理ですよと、それは、私の方で最初からする話で、今の時点の状況をとらえて質疑をするしかないというふうにお問い合わせのわけですけど、そこは理解していただきたいと思います。それから釜の関係でありますけども、釜は当初の建設するときに、民間の企業の方も参入するという事で色々打ち合わせをして、

できるだけ町の負担金も減らしながらできたらいいねということで、持ってる部分については企業の方からも、使わせるような形で取り組みたいということでお話をいただきました。そんなことで、じゃあ事業費の部分については、そういうことで少なくなるけども、ただ我々としてはそういった釜が入ることによって財産権等がつくことが色々課題がありましたので、その部分についてのお話をさせていただき、もし何かあったときは、その部分については撤去していただくということも入れてあります。ですから今回の部分についてはそれに基づいて撤去して持って行かれたと、当然釜は大金さんの方も使いますから、その釜を使いたいということで持って行かれたということでもありますから、そこはご理解をいただきたいというふうに思っています。それで、今回の活用についてはその釜がなければ、活用はできないということで、国の補助事業等にのせていただいて、そして導入を試みているということをご理解をいただければというふうに思っています。釜を置いてってくれと、置いてってくれないとかっていうのは、当初の段階からそういう約束で入れさせていただいているところをご理解いただきたいというふうに思っています。それからどういうふうに答えていいのかわかりませんが、例えば、西美の学校のことをやるときも色々言われました。色々ありました。今回のことも色々言われましたし、色々ありました。ただ、建設的な意見というのは私はあまり伺った覚えはないように思っています。ですから、ああいう地域にとっての学校という大事な施設が地域で閉校ということになり、地域の方々が本当に寂しい思いをしていると、その中で本来は、補助金の返還等も考えればそのまま置いておくのが1番楽です。そして私もできるならそれで終わるのであれば、それでいいと思っています。しかし地元の方にとっては、それは大変なことなんだというふうに思っています。ですから地元の方々に、少しでもその学校を閉校した寂しさというようなことを、我々も解消するために努力したいということで取り組んできています。ですから議員さんには私はお願いをしたいと思いますが、まだ閉校あります。皆さん方からも提案してみてください。今まで一度だけありました、西美の学校。だけどあれも相当言われました、あれをやるのがいいのか、あれがやるのは悪いのかという。でも皆さん方に私は、どうぞ学校まだあります。地域の方々も寂しがっています。提案していただいているので一緒にやっとうるじゃないですか。そんな思いを我々持ちながら今回学校についての再生について取り組んでいることを、是非ご理解をいただきたいというふうに思っています。学校の活用について、利益が出るとか出ないとか見方言い方では色々あると思いますけども、先ほど述べさせていただきましたとおり閉校になった学校の活用なんだと、そういうことを理解をしていただき、皆さん方にご協力をいただきたいというふうに思っているところであります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、9番穂積。

○9番(穂積 力議員) 言い方ね、腹の立つ言い方をしないようにと思って言ったんですけど

も、それが腹立つようにまわったってということは、私も、今後とも気を付けて発言していきたいと思いますので、私が手を挙げるたびにザワっとしないでください。その釜、要するに、言い方変えます。今回のファクトリーびえいがこういう状況になったときの町の対応として、完璧だったと考えてますか。それともその対応に満足してるのか。本当に、そのことに対して努力したのか。例えば、震災で大変だっというのであれば、何か応援することないかとか、いずれにしても、一般質問や町長の答弁聞くと、そういったこともないわけでないと思うんですけど、実際に守ることできなかったのかということ、そして、どうしても守れないんだったら、一つ志して、そしてさらに延長かけて、予算もとにかく付けたんだから、もう少し軌道にのるまで、ここに釜を置いてなんとかあと受け継ぐ人が成り立つようにやれないものかという指導。やっぱり町として、今後はそういうことがないような方向をがちり組んで、新たにそこに入る業者が、手返しするようなことなしに万歳して入るんだったら、はい、それじゃ大変だけど、また別な人。今そういうふうにして釜は、鍋は今度俺のもんだよと、そういうことになったら、今後どうなるのかなと、やはり、苦難の施設じゃなく喜びの施設にやっぱり今この段階で切り替えていくべきでないかなっていうことを強く望むわけさ。だからこそ頑張ってるのさ。町長にむさい顔をされても言うわけさ。わかってくれって。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) むさい顔をして申し訳ないなと思います。大金さんが抜きたいという部分については担当の方からも話を聞き、私の方で一か月ほど時間おきました。その中で色々とお話をさせていただいて、状況を得ながら結論に達したのでありますけども、基本的には会社の監査の方でこの部分については見直しをしろということで役員会等で決定したということでありました。そういう面からすると企業の方で決定した内容に我々は入り込めないということとを判断して、今回のところに至ったという状況であります。ですから、我々としては当然今まで頑張ってきてくれたわけでありますから、大震災等の影響があっても何とか継続して頑張ってくれという話は、その1カ月の間には我々もそんな意思表示をさせていただいて条件等何かあればというふうにしたんですけども、社長さんなり、役員の方々が、これは役員会で決定したんで、申しわけないけどもということで、指定管理者の条件についてそういう申し出ができるということになっておりますので、私どもとしては認めるということになりました。ただ穂積議員さんがこの施設を辛い施設だということですけども、私は一向にそういうふうには思っておりません。この施設を今は加工関係で使っていることに対して私は非常に楽しみを持ってますし、私自身にとっては何も辛い施設ではありません。そこはご理解いただいて決して誤解をしていただきたくないと思っております。私はこの施設は、美瑛町にとって有用な施設であるし、今後ともこの施設は使えるし、それから、大金さんの企業の方のお話をしますけども基

本的には私はこの施設は、農協さんと町の中で話を進めてきています。その部分では農協さんとの話が今回さらに、また先に動いてるという部分については、当初の部分からしてもそれほど大きい違和感を持っていません。ですからその部分はぜひ誤解しないでください。私はこの施設に対しては今も希望を持ってますし、良い施設にできる、良い施設だというふうに考えてますので、どうかその辺はよろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、12番濱田議員。

○12番（濱田洋一議員） 濱田です。今町長のお話をお聞きしました。私の地元も、同じような状況でありますし、管理をしていた方が今いないという状況でありますので、やはり地域にとってまさに拠点だったあの場所を復活をしたいという思いは我々議員も理事者側も同じだと思います。その上で、何点か質問させていただきたいと思いますが、昨年の11月、臨時会で専決処分をして指定管理者を解除するという報告をいただいた。私も間違いなく聞いておりますが、実はその折にすでに農協がやりたいということで、指定管理者を農協というようなニュアンスがあったというふうに理解をしておりますが。そこで何点かご質問をしたいと思うんですが、公の施設ですので美瑛町にも条例があるかと思えます。指定管理に関する条例があると思えますが、その中で公平性を保つという部分で、公募をするという1項目があるかと思えます。諸々の事情によって町長がそうでないというふうに認めた場合はその限りではないというような文言もあろうかと思えますが、今回公募をしない中で既に出してしまうという経緯という部分はどのように説明をされるのかを伺いたい。そしてもしそれが認められる理由というのがあればお聞きをしたいというのが2点目です。3点目は指定管理者がそれぞれ設備をする、今回の場合は町が設備をするという内容だと思えますが、そうするとたとえば別な業者が参入しようという場合に弊害というか、入りづらいような状況が生まれるかなと考えますが、そのあたりの見解を含めて3点お伺いをしたいと思います。

○議長（齊藤 正議員） 今ので3点。2つかなと思ったんですが。

○12番（濱田洋一議員） すみません。公募しなかった理由。理由があれば、その理由をお聞かせ願いたい。それと今の美瑛町が設備をしてしまうと次回の指定管理に影響が出るのでないか、例えば他の業者がやりたいと言った時に入りづらいような状況が生まれませんかということ、その3点。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、濱田町長。

○町長（浜田 哲君） まず公募関係についてでありますけども、この事業につきましては特殊な用途を持っております。地元の農産物の加工、そして付加価値化ということでもありますか



ら、この部分について適切な方々を選定するという目標を持って当初から取り組んでまいりました。基本的には最初の段階では、住民の方々にもこの施設の運営について検討してみてくださいというなこともお話をした経過もありますけども、なかなか民間の方では経費が非常にかかる、大きな施設だということでおられなくて、民間というのは個人グループの方、それで農協さんが中心になって企業の方々にお話をいただき、最終的に大金さんという企業が入って一緒にやってくれました。そういう意味では基本的に特殊な目標、目的があるということで、その部分に対して美瑛町の農産物を有用に使うという特殊な要件があるということで当初から始めています。今回も大金さんという企業が、入ってる企業が変わったとしても農協さんという活用の中心は存続しますので、そういった部分では特殊な目的に対して適切な指定管理者であるというふうに判断をして、今回公募をせずに指定管理のお願いをすることになりました。農協さんの方からもそういった目標で使いたいということでもありますので、そこについては公募をしなかった理由としてご理解いただきたいというふうに思います。これを、例えば民間企業の方に誰でも使ってくださいとなったら、どこかから輸入してきたものを使って、そして何かを作って出してもそれは我々はものを言えなくなってしまいます。そういった部分について、特殊な用途があるということをご理解いただきたいというふうに思っています。それから施設を町の方で整備してどこまでその、先ほどのどこまでやるんだということにもつながることだというふうに思ってますけども、私としては町がそういったまちづくりのために町の農産物やらそういったものを活用して、そして、そこから製品化をしたいという行政としての役割を感じて、使命を持ってそこを使っておりますので、そういう目的で使う分については、施設の改修は今後も必要であればやっていくと思ってます。それで例えば、他の業者がじゃあ公募してくれと言ってくるかと、その時に邪魔にならないのかということでもありますけども、我々としては我々の持つる施設を有効に使ってくれる方々を使うことであって、この施設は要らないというような方をここで使うというようなことにはならないと思ってますので、そういう今後とも扱い方をしていきたいというふうに思ってます。ですから、施設については一応基本的にはこの施設で役に立つ施設を作っていく、使ってくれる方々にもこういう施設を有効に使ってくれる人を指定管理者として選んでいくという考えをしています。例えば、西美の美術館あたりですと、美術館として造ってますから、指定管理者の次の時にまた一般公募して誰でもいい、じゃあ美術館やってくださいということにならないということ、そういったことも、ちょっと状況が違うという部分もありますけども、そういった部分があるということをご理解いただきたいというふうに思ってます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、12番濱田議員。

○12番(濱田洋一議員) 内容は分かりました。今回の場合はそういうことで公募をするに至

らないという判断をされたというふうに理解をしたいと思いますがそれでよろしいですね。そこで、ここを指定管理者にしたいという意味決定と言いますか、内部でどのようなメンバーでどのようなお話をされたのか。どのような経過で決まるのかお聞きしたいのですが。

○町長(浜田 哲君) その必要はないんじゃないんですか。

○議長(齊藤 正議員) 暫時休憩します。

再開いたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、1番沢尻議員。

○1番(沢尻 健議員) 私も角和議員と同じでこの立ち上げからという議員ではないですけども、ある程度勉強して分かっているつもりで質問させていただきます。ファクトリーびえいさんがこういう形で撤退ということで、我々も農家として、このファクトリーびえいを立ち上げた時点ではかなり期待感を持った記憶があります。美瑛ブランドということで、我々の作った農産物が付加価値を高めて高く売れるという、そういう形で期待感は大変持っていたんですが、今回こういう形で撤退ということになりますので残念だと思います。町長に伺い直ししますが、今回の撤退された教訓を、これから生かすという形で何とか、今の施設を活用するというのは大前提だと思うので、ぜひ活用してもらいたいと思いますが、今度JA美瑛さんという話もあったのですが、その中で今までの教訓を生かしたJA美瑛さんに対しての使い方を町としてなんとか伝授してもらいたいと思うのですが、その辺はどうですか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 沢尻議員さんからもご指摘ありました、あの施設を有効に使うというのはやはり大前提になってくると思います。その辺は我々も考慮して今回の指定管理ということで農協さん、そして物産公社等地元の方々が無効に活用できる、それも地元の農産物等を活用する体制を作るということで動いています。ただ、あの施設を今後、農協さんと物産公社さんだけでやっていくのかということそれはまだまだ、実はあの施設については町と農協が基本的には農産物加工に付加価値を付けるためあそこでやってみようよと、これで付加価値がそういうことをつくのかどうかということも含めて、あの施設を活用しようという実は皿があります。その上に大金さんという企業がのって活動をしました。しかし今、大金さんはその皿の上から脱すると、皿の上から去りますよということになりました。今、農協さんと物産公社さんと基本的な部分で施設を使いますよということで、色んなその餡ですとか豆ですとか、そういった部分についての製品化の準備をしてくれてますけども、ただその皿の上はまだ乗っかってくる部分があれば我々は受け入れて、できれば雇用ですとかそういったものを生むような施設になること期待をしています。そういった方向に施設が使われていくように色んな情報交換ですと

か、そんなことも今後検討したいと企業の方ももしいるのであれば、そういった企業にもアクセスをしていきたいというふうに考えてますので、ぜひご理解いただきたいのはそういう状況の中であの施設を、基本的には、私先ほど穂積さんに強がりみたいに施設が迷惑施設みたいな、町長にとって弱味な施設のように言われて、それに対して違うというふうにお話をしましたけど、本当にそう思ってます。ですから、その皿は持ってますから、その皿で今活用するものは活用していく、できるものはしていく、そしてそれにまた乗っかってくるものがあれば、乗っかってもらうという考え方をしてますので、ぜひその辺は議員の皆さん方にもご理解いただいて、農産物の加工というのは非常に難しい、またブランド化を付けていくと、なおさら難しいことではありますが、これからの美瑛町にとって必要な事業であるということを、ぜひご理解いただいて今後ともこうしたご指導等いただければというふうに願っているところであります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、沢尻議員。

○1番(沢尻 健議員) あその施設の中身というのは、もともと学校という建物なので、生産性というのは難しいと思うのです。あそこで、工場で我々の作った農産物をあそこで何割かをさばいてくださいってことは不可能だと思うんで、現実としては今これから騒がれている6次産業ということで、色んなその加工品というんですか、1回加工してそれを市場に送るといってそういう形の中身の1つの研究施設としても、利用価値があるのではないかなと思うのですが、その辺はJA美瑛さんはどういう形で思ってるか分かりませんが、できたらやっぱりそういう形の中で、それが軌道に乗れば、どこか違うところに施設をつくるのか、そういう形の方が、なんとなく美瑛ブランドというのか、美瑛ブランドにつながっていく一つの方法ではないかなと思うのですが、その辺はどうですか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 試作品を作ったり、それから研究するという部分では、沢尻議員さんの言われる要素というのは確かに持っているというふうに思ってます。そういう面からすると、そういった施設ですから、そこで利益を出すとか、そういった部分についてはかなり厳しいことでもありますけども、ただ企業の方もある程度美瑛ブランドということに加担したいということで、先の企業の方も入ってこられました。今後もそういった方々に対応しながら、あの施設を有効に使っていけるという方向性を探っていきたいというふうに思ってますので、今言われる研究的な部分と、それからもう一つは実用的な営業的な部分と両方を研究しながら、求めながら今後取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

(「はい」の声)

○議長（齊藤 正議員） はい、13番沼田議員。

○13番（沼田成功議員） はい、13番沼田です。私もこの件についてですね、若干お聞きしたいというふうに思ってます。私は当時の生き残りの議員の1人でございますから、私にも責任はあるんだろうと思います。その上で、若干お聞きしたいというふうに思っております。実は、当時色んな形であそこを模索していたというか、我々も含めてです。ただそういう中で、町側としては、あの施設については当時は8千万円を上限にやるんだよという話だったんです。それを含めて、そういう思いで議会も承認したという経過はあると思うんです。しかし、それがどうしても次の年に、あそこの改修で必要な部分が出てきたということから1千万円以上、1千万円ぐらいですか、投資をして約9,500万円であそこが完成した経過があると私は認識しております。そういう意味で、私どもせっかく造った施設ですから、大いに活用して、美瑛町のブランド品を作るという意味では大いに期待もしたし、そういうふうになって欲しいものだというふうに願っております。しかし残念ながら、2年半というわずかの、そのブランド品の製品を作ったのか作らなかったのかも分からなかったという状況で撤退という意味で、先ほど町長からも撤退した理由について説明がありました。私もその部分については部分的には理解しますが、本当にそれぐらいで撤退する要因になったのかなというように疑問視するところではありますが、撤退したんだからやむを得んと、次の後釜を見つけるというのもこれはわかります。そういう意味で、先ほど、町長は穂積議員とのやり取りの中で、町は農協さんと絶えず話し合ってますよという話がありました。しかし私どもが、産業経済常任委員会の中で調査した中では、農協さんは私どもは一切知りませんという回答があったんです。いささか変だなと、あんたたちも同じ構成員でしょうと、ファクトリーびえいの構成の中でなんで知らないんだという話をしました。私どもはそれについては紹介しただけで知りませんよ、という話なんですね。あとは原材料を適正な価格で安く売ればいいんだという話で、あとは撤退した理由も何も分かりませんということで、いささか今の町長の答弁と違うのではないかなということで不満に思っております。そして、いま町長の説明の中で、上限を決めていながらこれからまた必要になるとどんどん投資しますよというお話もあったんじゃないかなというふうに私は聞いておりましたが、そういうことならばまたこれは際限のない話しだなと。どんどんうまくいけばいいんですけども、また際限のない話で町税を投入するのかなということで疑問に思っております。そのあたりをもう一度、再度確認したいなというふうに思っております。それと、もう2点ほどお聞きしたいんですけども、今回のこの施設について、町の施設であるにも関わらず、農協が事業主体になると、農協がこういう設備等をする。いささか私疑問に思っておりますけども、これはどういうことなのかなと。町長、先ほどお話をなされましたけども、これについては本来であれば、町の施設ですから町が設備投資して指定管理者に任せるのが当然でないのかなというふうに思いますけども、今回計画を見ましたら、事業主体が

農協ということですからいささか疑問に思っております。それと、前回ファクトリーびえいの一員だった大金さんが持ち込んだ機械、これ6点ほどあるんです。煮豆釜やなんか6点ぐらいあるんですよ。今回これを撤去したから、この分を入れるのかなというふうに思ったら、これと同じものは煮豆釜だけで、あとはまったく別な品物を入れるという状況になっているのですが、ここら辺りの整合性等をお聞きしたいなというふうに思っております。それと今回、常任委員会の席で町側からもらったわけでございますけれども、農産加工施設運営協議会、農協と物産公社の連名でやりますよという指定管理者の申請書の中身を見ましたら、この計画の中に、置杵牛に1千万円以上投入して入れた製麺機、これについては作るという計画が一つもないんです。無駄になるのではないかと思いますけれども、なぜこの中に載らなかったのか、載ってこなかったのか、そこら辺りは協議されたのかどうか、3点お聞きしたいというふうに思っています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 具体的な、例えば製麺の使い方ですとか、今我々が要求した補助事業として要求した部分についての導入経過についてはまた課長の方からも説明があるというふうに思っています。私の方からはこの事業を農協さんの事業として何でやるんだということでありまして、今回の国の補正事業において私ども乗っかって、この部分については農協さん負担をしていません。町の方で町の施設として入れるようにしておりますので、そこについてはご理解をいただきたいというふうに思っています。それから施設の今後の活用について、あの施設を有効に使えというお話もいただいています。我々もそれを有効に使うために今後ともこの施設の活用について検討していくというお話をしています。そうすると、検討するとまた金かかるじゃないかという話です。じゃあお金をかけずにそのままやって、そのままずっと使えということでの提案ということでしょうか。我々は、やはり色んなものを作るという時、新しいものを作るとき、やはり機械も必要ですから、そういった部分については今後も検討してきますよという思いでございますので、そこは私いつもそういう考えで今後もこの施設を取り扱っていかうというふうに考えています。それが、この施設を生かしていくやはりいい道ではないかというふうに思っています。過大な投資とか、無理な投資とかでなくて、やはり使うという前提でこれからもそういったことを考えていかうと思っています。ではあと課長の方から。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、原子課長。

○農林課長(原子秀樹君) はい、2階にある製麺機やなんか製品のプロセスの中で出てきてないというようなお話でありますけれども、これにつきましては物産公社の方で新しくうどんの部分ですとか、新しいパスタの部分ですとか、やりたいという部分があります。ただ、それを製

品としてどの程度できるかという部分は経験がありませんので、今新製品開発の中でやっていて、それを商品化できればというような形で進めようということで、今動いております。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、沼田議員。

○13番(沼田成功議員) もう一つ。事業主体ですが、なぜ町がやらなかったのかと、町が施設を改修しても良かったのではないかと、何故農協がやらないとならないのだという質問したはずなんです、これについては、今答えは返ってきてないんですけども。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 国の補正予算として補助事業として地方交付金事業がありましたので、これに機械導入の項目がありましたので、町が負担金をもって一緒に申請させていただいてるところであります。ですから、農協さんが当然機械を使っていきますので、事業主体として農協さんの名前を入れていただく、ただ、負担金は町の方で持って行きますよと、町の施設ですから、町の施設として導入しますよということでやっております。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、13番沼田議員。

○13番(沼田成功議員) はい、わかりました。今の補助事業の制度の中で、町が事業主体になった場合はこの対象にならなかったのでしょうか。他の民間と言いますか、関連の団体でないと駄目だということですか。もう一つ、エアーシャワーについては町が全面的に補助ですか。町の事業費があるわけですから、これをあえて農協の事業主体でやる必要もなかったんでないか、町の施設ですからね。町の施設を改修するのに、何故そこを補助しないとならんのか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 強い農業づくり交付金事業の中で機械整備ですとか、農業の6次化というような部分が今進められてますので、事業としてそういうものがあると。それで農協さんがこの施設に導入をお願いしたいということで、あの施設を使うという部分で必要だからということで我々も同意して、我々の施設ですから、負担金は我々が持ちましょうということです。ですから、何かそれが問題になることではないと思うんですけど、事業に何を選擇してどうつくるか、当然使うのは農協さんですから強い交付金事業の項目には適合するんです。農協さんが使うんですから、農業関係の加工とか使うわけですから、補助残は町が払いましょうということです、特にそれで事業上何か問題が出ることはないというふうに思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、沼田議員。

○13番(沼田成功議員) 僕が納得できないのは、機械設備ならわかるんです。例えば部屋の中の改修なんか、エアーシャワー、こういう施設なんていうのは町が全面的にやるべきであって、初めから。

○町長(浜田 哲君) エアーシャワーも施設ですよ。機械です。

○13番(沼田成功議員) 事業主体は美瑛町になってますよ。

○町長(浜田 哲君) 機械だから釜とか、それに対する加工施設に対する施設ですから、機械ですから。

○13番(沼田成功議員) 町単独事業になっとるよね。そっか。そしたら私の勘違いかもしれません。申し訳ないです。

○議長(齊藤 正議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。4時20分まで休憩いたします。

休憩宣告(午後 4時02分)

再開宣告(午後 4時20分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

開会してすぐなんでありますが、議員協議会を開きたいため4時50分まで休憩いたします。

休憩宣告(午後 4時20分)

再開宣告(午後 4時50分)

○議長(齊藤 正議員) 再開します。本日の会議時間は議事の都合により本日の議事日程が終了するまで延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。

次に議案集の44頁及び45頁、第7款商工費についての質疑を許します。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい。2番森平でございます。商工費、第7款商工費、第1項商工費、第5目交流促進施設費について伺います。この宿泊交流施設管理事業、これはラヴニール運営に関する経費になるかと思うのですけれども、今回、燃料費、光熱水費、修繕料、170万3千円を計上してるのですけれども、財源の内訳として、これは歳入にも関わるかと思うのですけれども、使用料が800万円の減額というふうになっております。今年度、震災等の影響によって宿泊者数が減少したことによる使用料の減少ということは想像できるのですけれども、そんな中で経費の増額ということになるかと思えます。この補正予算でおおよそのこの事業の収支

の見通しが立つと思うのですけれども、本年度のラヴニール運営の収支の状況について伺いたいと思います。

(「はい、商工観光課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山商工観光課長。

○商工観光課長(中山 勝利君) 今年度の宿泊施設ラヴニールの予定でございますけれども、昨年、22年度なんですけれども、宿泊者数が7,353名でございました。そして、レストラン利用者が1万5,151名でございました。今、議員おっしゃるとおり、震災の影響、そして何より、原発の影響で、国内外の観光客が、美瑛ならず全国に影響を与えたということでございます。今年度の見通しでございますけれども、1月末まで23年度なんですけれども、実績で5,439人の方々が宿泊をされております。一応今年度2月、3月を予測した段階で23年度の宿泊見込みが6,120名ほどになるのかなというふうな予測をしております。またレストランの利用者も約1万4,500人程度の利用者になるのかなと。昨年度と比較しますと宿泊者数においては1,230名ほどの減、レストラン部門では650人ほどの減ということを予測しているところでございます。交流促進施設費として、11需用費として170万3千円につきましての補正をお願いしてるわけでございますけれども、これは燃料費の価格の増、あるいは電気料等の増、修繕費これは冷暖房機の室外機の故障等の修繕を行ったというような内容でございます。収支ですけれども、全体の今年度の収入見込みが5,800万円ほどの収入を見込んでおりましたけれども、800万円の収入の減を見込んでおります。支出につきましても5,980万3千円を当初予算を計上して運営費に充てておりましたけれども、先ほどの修繕等の補正をお願いした分につきまして、約6,200万程度の収支ということを見込んでおります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい2番森平議員。

○2番(森平真也議員) 2番、森平です。内容を聞く限り、非常に厳しい内容なのかなと感じるのですけれども、現状の契約内容ということになるとかなりのリスクを町が負っているようなふうを感じるんですけれども、今はまだいいんでしょうけれども、これから例えば施設が老朽化して、今回は室外機何十万というものなんですけど、これから大規模な修繕が発生したりすると、さらにこの単年度の収支というものが悪化するんじゃないでしょうか。それらを想定した今後の経営のあり方について検討されているかどうかを伺います。

(「はい、商工観光課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山課長。

○商工観光課長(中山 勝利君) やはり老朽化すると当然大規模な改修、修繕を行わなければならないということになるかと思います。私どもといたしましても宿泊施設ラヴニールの入



込みについて、委託先のターミナルホテルさんと色々と協働しながら、収益を上げるような努力をさせていただいておりますけれども、大型の修繕ということになると、やはり一般財源を充当して修繕をしなくてはならないのかなというふうに考えています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) そういったリスクも含めて、やはりその経営方式のあり方というものがそろそろ議論されてもいいのかなというふうに思うんですけれども。今一般財源からというお話もあったのですが、基本的にはこの事業の中で収まるような形を目指していくべきだと思うんですけれども、そういった見直す考えがあるのかなというふうに最後に伺います。

(「はい、商工観光課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山商工観光課長。

○商工観光課長(中山 勝利君) 宿泊施設ラヴニールにおきましては、平成17年にオープンをさせていただきました。当初は少し赤字の経営状況が2年間ほど続きましたけれども、以降につきましては黒字で今経営をさせていただいております。ただ今年度につきましては、先ほどお話を申し上げましたように、諸般の事情ではなかなか難しいのかなというふうな現状でございます。そういった意味から、順調にいけば黒字の収支を保って、これからの運営ができるということになるかと思っておりますけれども、我々も営業努力もしなくてはなりませんし、そういった黒字のときの財源をしっかり確保しながら、これから運営していくということに変わりはありません。

○議長(齊藤 正議員) はい、質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。次に、議案集の46頁から49頁まで、第8款土木費及び第9款消防費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に議案集の50頁から55頁まで、第10款教育費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、5番齊藤委員。

○5番(齊藤幸一議員) はい、5番議員です。50頁、第10款の第5目、通学自動車運行費のところ盗難に遭ったというお話がありましたけれども、まことに残念な話かなというふうに思うんです。それぞれ皆さんが日常的にその防犯という部分では気を使っておられたのかなと

いうふうに思いますし、この事件以来、色々対策をされたかどうかという部分についてお伺いしたいなと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原学校教育課長。

○学校教育課長(藤原 悟君) はい、この度のタイヤの盗難ということに関しましては、非常にご迷惑をおかけしましたし、また、深くお詫びをしたいというふうに思っております。この盗難を受けまして、施設の管理と言いますか、セキュリティーの部分につきまして内部で見直しをしております。具体的に申し上げますと、町長からの行政報告にありましたように、シャッターを開けて侵入したというようなことが想定されます。そういったあの手のシャッターって言いますか、隣に消防の施設もありますけども、ああいう大型シャッターにつきましては、比較的容易に合鍵で開くようなこともあるようですので、外部からは開かないようなシステムと言いますか、内側から針金で固定してしまいたいということ、外からの施錠を開くことは避けたり、内部、タイヤですから、かなり重量がありまして、人の手で運搬するっていうのが難しいわけですし、日ごろの管理するために、クレーンなんかも用意してるんですけども、そのクレーンも外部から侵入したものについては、使用できないような工夫をしたり、あとさまざまな工夫もあるんですけども、そのようなことで、セキュリティーの見直しをしたところでは。

○議長(齊藤 正議員) はい、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。次に、議案集の56頁から61頁まで、第11款公債費から第13款災害復旧費までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に、議案集の16頁から21頁まで、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入第1款町税から第15款道支出金までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に、議案集の20頁から25頁まで、第16款財産収入から第21款町債までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。次に、議案集の12頁から15頁まで、第2表繰越明許費及び第3表債務負担行為補正並びに第4表地方債補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に、議案集の 9 頁から 11 頁まで、平成 23 年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第 1 表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第 7 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 8 号についての質疑を行います。議案集の 62 頁から 67 頁まで、平成 23 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算の条文と第 1 表歳入歳出予算補正及び、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第 8 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 9 号についての質疑を行います。議案集の 68 頁から 73 頁まで、平成 23 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算の条文と第 1 表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第 9 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 10 号についての質疑を行います。議案集の 74 頁から 79 頁まで、平成 23 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算の条文と第 1 表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第 10 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 11 号についての質疑を行います。議案集の 80 頁から 85 頁まで、平成 23 年度美瑛町簡易水道事業特別会計補正予算の条文と第 1 表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第 11 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 12 号についての質疑を行います。議案集の 86 頁から 92 頁まで、平成 23 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文と第 1 表歳入歳出予算補正及び第 2 表地方債補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) はい、7番議員です。89頁、歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目受益者負担金、第2節滞納繰越分179万8千円。説明欄に滞納繰越分と、過年度分の滞納された分が入金になったのだと思いますが、この該当分は、何件でございましたか。また、この入金は、残高として、他に滞納繰越分はいくらぐらいになるのでしょうか。伺います。

(「はい、水道課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、丸田水道課長。

○水道課長(丸田 治君) 受益者負担金の総額なんですけど、件数でなく、何名でよろしいですか。

○7番(花輪政輝議員) 良いですよ。

○水道課長(丸田 治君) 11名で330万円ほどございます。分納も含めて支払っていただいている方につきましては10名で、残りが150万円程度残っております。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員でございますが、分納者は10名で、残り1名分は150万円という意味なのでしょうか。330万円残っているうち、10名の方は分納で納めてくださっているという意味なのでしょうか。今一度確認します。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 丸田課長。

○水道課長(丸田 治君) 10名の方については、分納なり完納をしていただいているということです。1名に対しては、会社が倒産をいたしまして、その方については、未収になっているということです。

○7番(花輪政輝議員) わかりました。

○議長(齊藤 正議員) はい、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第12号についての質疑を終わります。

次に、議案第13号についての質疑を行います。議案集の93頁から96頁まで、平成23年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文と補正予算説明全般についての質疑を許します。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第13号についての質疑を終わります。

次に、議案第14号についての質疑を行います。議案集の97頁から101頁まで、平成2

3年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文と補正予算説明全般についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第14号についての質疑を終わります。

これで議案第7号から議案第14号までの8案件についての質疑を終わります。

(「はい、議長」の声)

はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) 9番穂積です。動議を提出します。地方自治法第115条の2及び美瑛町議会会議規則第17条の規定に基づき、議案第7号の修正案を提出しますので、議題とすることを望みます。

○議長(齊藤 正議員) ただいま、9番穂積力議員から修正の動議が提出されました。この動議は2人以上の発議ですので、成立しました。修正することの動議を議題とします。

暫時休憩いたします。

(修正案の配布)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。修正案の提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) 9番穂積です。朗読をもって、提案理由の説明をさせていただきます。

(修正案の朗読を省略する)

よろしく申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) 暫時休憩いたします。

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、議案第7号から議案第14号まで議案ごとに行います。まず、議案第7号の討論を行います。原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声)

次に、原案及び修正案に反対の発言を許します。

(「なし」の声)

次に修正案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第8号についての討論を終わります。

次に、議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第9号についての討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第10号についての討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第11号についての討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第12号についての討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第13号についての討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第14号についての討論を終わります。

○町長(浜田 哲君) 休憩をお願いします。

○議長(齊藤 正議員) はい、暫時休憩いたします。

○議長(齊藤 正議員) それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、日程第11、議案第7号の件を採決します。まず、本件に対する、穂積力議員ほか5人から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり

可決されました。

次に、日程第 1 2、議案第 8 号の件を採決します。議案第 8 号平成 2 3 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 8 号の件は原案のとおり可決されました。

これから、日程第 1 3、議案第 9 号の件を採決します。議案第 9 号平成 2 3 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 9 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 4、議案第 1 0 号の件を採決します。議案第 1 0 号平成 2 3 年度美瑛町白金源泉事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 1 0 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 5、議案第 1 1 号の件を採決します。議案第 1 1 号平成 2 3 年度美瑛町簡易水道事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 1 1 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 6、議案第 1 2 号の件を採決します。議案第 1 2 号平成 2 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 1 2 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 7、議案第 1 3 号の件を採決します。議案第 1 3 号平成 2 3 年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 1 3 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 8、議案第 1 4 号の件を採決します。議案第 1 4 号平成 2 3 年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第23号財産の処分についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、農林課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 原子農林課長。

○農林課長(原子 秀樹君) 議案第23号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集の102頁になります。北海道開発局旭川開発建設部が執行している、美瑛川砂防事業に係る河道掘削の土砂置場として町有林美瑛原野川向美望ヶ原への協議があり、この立木補償としてカラマツなど1,365万2,133円となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき議会の議決をお願いするものです。以下議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第19、議案第23号の件を採決します。議案第23号財産の処分についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第23号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 意見書案第1号 平成24年度畜産物価格決定等に関する意見書について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第20、意見書案第1号、平成24年度畜産物価格決定等に関する意見書についての件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

(「はい、議長」の声)

はい、1番沢尻 健議員。

○1番(沢尻 健議員) 1番沢尻です。意見書案第1号平成23年度畜産物価格決定等に関する意見書について、朗読をもって提案させていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)



以上であります。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第20、意見書案第1号の件を採決します。意見書案第1号平成24年度畜産物価格決定等に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第1号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

散会宣告

---

○議長（齊藤 正議員） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

午後5時43分散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成24年6月20日

美瑛町議会議長 齊藤 正

議員 森平 真也

議員 角和 浩幸